

# 調査報告書

平成17年8月26日

外部調査委員会

委員長 手塚一男

委員 五木田彬

委員 加々美博久

## 目 次 (本文)

第1章	当委員会の目的、調査対象及び調査方法	1頁
1	当委員会の目的	1頁
2	当委員会の調査対象	2頁
3	調査方法	2頁
第2章	本件預金通帳及び本件各研究会の概要	4頁
1	本件預金通帳の内容	4頁
2	一次通帳を使用した研究会	4頁
3	産研からの委託調査研究について	5頁
4	日自振の補助事業について	6頁
5	基盤調査研究に関する企画室の関与	6頁
6	基盤調査研究に関する委託契約書について	8頁
第3章	委託研究費の使途等について	10頁
1	本件各研究会の委託研究費の使途について	10頁
2	本件各研究会以外の研究会での委託研究費の使途等について	16頁
3	その他の本件各研究会の委託研究費の使途について	19頁
4	経理処理と帳簿作成	20頁
5	本件預金通帳No 42(現社研事務局)について	20頁
6	一次口座が放置された経緯	21頁
7	新たに発見された預金口座について	22頁
8	一次口座関係のまとめ	22頁
第4章	F U P研究会名義の口座(二次口座)における入出金	24頁
1	F U P研究会名義の口座の存在	24頁
2	口座開設の状況	24頁
3	二次口座の開設経緯	25頁
4	二次口座への入金	27頁
5	二次口座からの出金とその使途	29頁
6	二次口座の入出金に関する法的検討	37頁

第5章 中富前企画室長による入出金	41頁
1 口座解約と出金の経緯	41頁
2 払戻金等の使途	42頁
3 金員返還の経緯など	43頁
4 中富前企画室長による口座解約と出金に関する法的検討	45頁
5 中富前企画室長による株式売買に関する法的検討	48頁
第6章 大臣への報告と中富前企画室長に対する処分について	53頁
1 大臣への報告に至る経緯	53頁
2 大臣への報告の仕方の妥当性	55頁
3 中富前企画室長が論旨免職とされたことの妥当性	57頁
第7章 結語	59頁

## 目 次 (別紙)

別紙1：預金口座一覧表

別紙2：委託研究会一覧表

別紙3：新たに発見された預金口座

## 略語一覧

企画室：大臣官房企画室

企画室長：大臣官房企画室長

課長補佐：大臣官房企画室課長補佐

日自振：日本自転車振興会

産研：財団法人産業研究所

基盤調査研究：経済社会に関する基盤的な調査研究

一次口座：本件預金通帳No. 1からNo. 41までの口座

一次通帳：本件預金通帳No. 1からNo. 41までの預金通帳

二次口座：本件預金通帳No. 43ないしNo. 45の口座

二次通帳：本件預金通帳No. 43ないしNo. 45の預金通帳

本件各研究会：本件預金通帳No. 1からNo. 41を使用していた、産研が  
調査研究を委託した先の研究会

本件預金通帳：別紙1（預金口座一覧表）記載の預金通帳（個別の預金通帳を  
表示する場合には本件預金通帳の番号をもって表示する）

## 第1章 当委員会の目的、調査対象及び調査方法

### 1 当委員会の目的

財団法人産業研究所（産研）は、産業の健全な発展に寄与することを目的として昭和51年に設立され、以後その重点事業の一つとして、経済、産業のあるべき姿や望ましい経済システムのあり方、これらを実現するために必要な政策の方向等について体系的な調査研究を行うことを目的とした、「経済社会の基盤に関する調査研究」（基盤調査研究）を行ってきた。基盤調査研究は、毎年度日本自転車振興会（日自振）からの補助金を財源として実施されている。

この基盤調査研究の委託にあたって、産研は経済産業省企画室から調査研究テーマと研究者の推薦を受け、これに基づいて研究会を組織する研究会代表者との間で委託契約を締結の上、基盤調査研究を実施してきた。調査研究の実施に際し、経済産業省企画室は長年にわたって事務局としての役割を果たしてきた。

平成17年6月23日、経済産業省は、昭和63年頃から平成5年頃にかけて、産研が外部の有識者からなる研究会に委託していた調査研究に関し、その調査研究費の執行管理を経済産業省の企画室が行っていたこと、その際に生じた研究費の残余金が、その後、代々企画室長に引き継がれていたこと、平成16年4月頃、中富泰三前企画室長がその残余金の相当部分を自己の株取引に使用したこと、及び中富前企画室長は平成17年6月6日付で論旨免職となつたこと等を公表した。平成17年6月29日、中川経済産業大臣は、上記の不祥事を踏まえ、経済産業省の全職員の株取引を同年7月から1年間自粛する等の再発防止策を発表したが、事態を重く受け止め、再発防止と綱紀粛正を徹底すべく、更なる調査が必要と判断した。

かかる事情の下、企画室の研究費使用問題に関し、研究費の残余が生じた経緯及び問題点、残余金の使用状況等を明らかにすることを目的として、中川経済産業大臣の委嘱により、平成17年7月6日に、当職らを委員とする外部調査委員会が構成された。

委員長 手 塚 一 男（第二東京弁護士会）  
委 員 五木田 彬（第一東京弁護士会）  
委 員 加々美 博 久（東京弁護士会）

## 2 当委員会の調査対象

当委員会の主な調査対象は以下のとおりである。

- ① 本件預金通帳及び本件各研究会の概要
- ② 一次口座と委託研究費の使途等
- ③ 二次口座における入出金
- ④ 中富前企画室長による入出金
- ⑤ 大臣への報告と中富前企画室長に対する処分の妥当性

なお、当委員会による調査開始後、経済産業省における内部調査により、通商政策局米州課で非常勤職員の賃金を不適切に管理していた問題、ユニセフから通産省に対する委託業務にあたっての事務管理費の残余金を官房会計課がプールしていた問題、株式会社オーシーシー（OCC）に対する産業再生機構の支援決定直前に支援計画に関する情報が経済産業省の事業所管担当課より漏れていた問題が公表されたが、当委員会は、可及的速やかに上記調査研究費の使用実態に関する調査を集中的に遂行することを重要と思料し、調査対象を上記の点に限定した。

## 3 調査方法

当委員会は、平成17年7月6日から同年8月26日までの間、産研の調査研究に関する通帳、研究報告書、契約書、領収書、速記録その他の関係書類を調査するとともに、現在に至る企画室長歴任者11名、企画室課長補佐歴任者8名、企画室係長・係員歴任者11名を含む延べ61名のヒアリング、及び歴代企画室長・課長補佐51名に対する質問書の送付とこれに対する回答書の回収による調査を行った。

当委員会は、経済産業省、産研、日自振から提出された書類を精査し、必要と思われる資料については追加請求し、可能な限り事実関係の究明に努めたが、企画室が関与した産研の調査研究が行われた当時の資料は既に廃棄処分されたものが多く、また時間的制約もあって、調査できた関係資料は自ら限定された。かかる制約の下、調査の実効性を高めるべく、領収書等、残余金の使途を確認できる資料が偶々残存していた若干の調査研究については、重点的に研究費の使用実態を精査する方法を用いた。

当委員会の調査は、以上のような制約の下で行われたものであることを付言する。

## 第2章 本件預金通帳及び本件各研究会の概要

### 1 本件預金通帳の内容

中富前企画室長が平成17年6月21日経済産業省幹部に交付した預金通帳の内容は、別紙1（預金口座一覧表）記載のとおりである（個別の預金通帳を表示する場合には本件預金通帳の番号をもって表示する）。

別紙1預金口座一覧表のうち、産研振込合計額は、産研から当該銀行口座に振込入金された金額であり、解約時残高は口座解約時の残高を示している。

本件預金通帳のうち、本件預金通帳No.1からNo.41までは、いずれも産研が調査研究を委託した先の研究会（本件各研究会）が使用していた預金通帳（一次通帳）である。

本件預金通帳のうちNo.42は、現社研事務局名義で、代表者は産研の前事務局長名で作成された預金通帳である。

本件通帳のうちNo.43ないしNo.45は、いずれもFUP研究会名義で、代表者はいずれも大臣官房総務課企画室の当時の企画室長名義で作成された預金通帳（二次通帳）である。

一次口座における残金の移動先は、別紙1預金口座一覧表「備考」記載のとおりであり、二次口座の本件預金通帳No.43に合計71万5083円が、本件預金通帳No.44に合計900万6577円が、本件預金通帳No.45に合計601万170円がそれぞれ移動し、合計2601万6988円が中富前企画室長によって解約されている。

### 2 一次通帳を使用した研究会

一次通帳を使用していた本件各研究会は、別紙2「委託研究会一覧表」記載のとおりである。一次通帳にある金員は、産研が本件各研究会に委託した調査研究の委託研究費の残金であり、産研が委託した先の研究会名、その代表者、委託契約の研究テーマ、契約日、契約金額、支払日と支払額、報告書作成日等は、別紙2「委託研究会一覧表」記載のとおりである。本件各研究会は、昭和59年度から平成9年度までの間に委託された調査研

究にかかわるものである。

### 3 産研からの委託調査研究について

本件各研究会は、いずれも産研から調査研究を委託された研究会であるが、委託先である産研の概要は次のとおりである。

産研は、昭和51年8月、機械産業及び諸産業の経済活動上の諸問題について調査研究し、産業の健全な発展に寄与することを目的として設立された財團法人であり、東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号霞ヶ関ビル4階に所在し、監督官庁は経済産業省である。

産研の主な事業は、①調査事業（自主事業、委託調査研究事業）、②研究交流事業、③情報提供事業である。このうち調査事業は、(i) 経済社会に関する基盤的な調査研究（基盤調査研究）、(ii) 機械産業等の産業活動に関する調査研究、(iii) 産業政策の新展開に関する調査研究、(iv) 対外政策の新展開に関する調査研究に分かれており、本件各研究会は、いずれも委託調査研究事業のうち基盤調査研究にかかわるものである。

産研による調査研究事業、研究交流事業等の活動は、毎年度、日自振からの補助金を主な財源として実施されており、外部に委託する委託調査研究事業も日自振からの補助金を財源としている。

産研が昭和51年度から平成16年度まで実施した基盤調査研究は、合計282件で、うち269件が委託研究であり（残り13件が産研の自主研究）、委託研究のうち210件が個人が複数名で研究会を組織して委託研究を行う研究会方式（その詳細は後記5、6のとおり）であり、59件が民間シンクタンク等への委託である。昭和59年度から平成3年度までは基盤調査研究の全件が研究会方式で行われたが、平成4年度は12件のうち8件、平成5年度は10件のうち7件、平成6年度は12件のうち5件が研究会方式であった。平成4年度からは、委託先が研究会から民間シンクタンクに徐々に移り、平成10年度以降は研究会方式による基盤調査研究は行われていない。本件各研究会はいずれも研究会方式によるものである。

#### 4 日自振の補助事業について

前記のとおり、産研による基盤調査研究の委託は、日自振からの補助金をその財源としているところ、日自振の補助事業の概要は、次のとおりである。

日自振は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を目的に、自転車競技法に基づき昭和32年10月に設立された公益法人であり、東京都港区赤坂1丁目9番15号日本自転車会館4階に所在し、主務大臣は経済産業大臣である。自転車競技法10条、12条の16第1項第6号により、競輪の売上金の一部が、毎年、機械工業等の振興資金として日自振に交付金として交付され、日自振は交付金から機械工業振興補助事業の補助金を交付している。日自振は、毎年8月、補助方針を公示したうえ、要望書の提出を受け、翌年3月までに、事業計画案・予算案について、産業構造審議会における意見聴取を経て経済産業大臣の認可を受けたうえ、同年4月以降に補助事業を決定し、実施する。補助事業の完了後、補助金の交付、完了報告書の提出を受ける。

産研は日自振に対し、産研が行う調査研究事業等を、機械工業振興補助事業の対象事業として、毎年度、補助金交付の要望書を提出し、日自振からの補助金交付決定を受けて、基盤調査研究等の調査研究事業等を実施している。

昭和51年度から平成16年度までの日自振から産研への補助金額(予算額)は合計約298億円となっており、産研において、そのうち約16億円(約5.3%)が基盤調査研究の財源として使用され、そのうち約11億円(約3.7%)が研究会方式による基盤調査研究の財源として使用されている。

#### 5 基盤調査研究に関する企画室の関与

産研による基盤調査研究の委託は、毎年8月、産研により研究テーマ等の募集がなされ、翌年4月以降日自振からの補助事業の通知を受けて、同年5月以降に募集に応じた中から研究テーマと委託先等が個別に決定さ

れ、委託先との間で、特定の研究テーマについての調査研究の委託契約が締結される。調査研究は、産研に報告書を提出し、審査を了して、調査研究は完了する。

産研が行う基盤調査研究の委託に当たっては、昭和51年8月の産研設立当初から、企画室を中心となって調査研究のテーマと研究者の推薦が行われており、企画室の係員らは、企画室長、課長補佐らの助言を受けて、毎年度、学者らから研究者の人選を行い、研究計画書と予算書を作成し、企画室として、産研に基盤調査研究テーマを提出していた。これを受け、産研は、前記の手続を経たうえ、基盤調査研究のテーマと研究者を決定し、研究会を組織する研究会代表者との間で委託契約を締結し、基盤調査研究を実施してきた。企画室では、産研が委託する基盤調査研究を「産研プロ」と、各研究会の名前を研究会代表者の名前を付け「〇〇プロ」と呼んでいた。産研プロの研究会には、企画室や他の部署からも多数が参加し、企画室を含め役所の勉強の場としての意味合いもあった。

研究会は、産研からの委託を受けての研究ではあったが、大学の学者らを中心に構成され、個人である大学教授らが研究会の実施にともなう各種の事務的な作業を行うことは困難であったことなどから、長年にわたって企画室が事務局としての役割を果たしてきた。企画室は各研究会ごとに係員らを担当者として決め、担当者において、会場の確保、各委員への連絡、講師の招聘、書籍資料の収集、弁当や湯茶の手配などを行ってきた。係員らは研究会代表者名義で銀行口座を開設し、産研に対し委託研究費の請求を行い、産研から振り込まれた委託金を銀行口座で管理しながら、会場費、委員謝金、講師謝礼、弁当代、旅費交通費、書籍購入代金などの支払を行ってきた。産研プロは、長年にわたって、企画室における通常業務として、企画室の係員らによって委託研究費の管理支出が行われきた。

本件各研究会についても、当時の企画室の係員らが調査研究のテーマと研究者の推薦を行い、本件各研究会の実施に際しては、当時の企画室の係員らが本件預金通帳を管理し、本件各研究会実施にともなう種々の支出を行ったものである。

## 6 基盤調査研究に関する委託契約書について

産研では、設立時から平成5年度までの間、基盤調査研究の委託に関し、簡易型と通常型の2種類の委託契約書が使用されてきた。研究会方式の委託基盤調査研究については、平成5年度で実施された1件を除き、全件について簡易型が使用されていた。

簡易型と通常型の契約書は、同じ委託契約ではあるが、通常型の契約書では、調査研究の報告書の提出後に、調査研究に要した費用の明細書を添付した請求書を提出して契約金額を支払う（後払い）ことが原則であり、必要に応じて、一定の限度で前渡金、中間払いができることとなっているが、前渡金、中間払いの場合も請求書に費用明細を添付することが要求されている。これに対し、簡易型では、研究に要する費用請求が前払いか、後払いかが明確ではなく、費用請求についても請求書に費用明細書の添付が要求されていない。

本件各研究会と産研との間で締結された委託契約書は、全件簡易型であった。簡易型の契約書には、調査委託費用の限度額（委託額）の記載のほか、経費計算書が添付され、経費計算書には研究に要する費用の科目ごとの予定経費が記載されており、その合計額が契約書上の調査委託費用の限度額と一致していることから、経費計算書が調査委託費用の予算としての役割を果たしている。通常型の委託契約書にも同様に経費計算書が添付されており、産研に提出される請求書に添付されている費用明細書は、経費計算書と対比して作成されている。

簡易型、通常型の2種類の契約書は、産研の設立時から存在し、研究会方式の委託調査研究に関して使用されているところ、いかなる理由で2種類の契約書が存在し、研究会方式の委託調査研究に関して使用されるに至ったかは、調査によっても明確にできなかった。しかしながら、研究会方式の基盤調査研究の委託に関して、簡易型の委託契約書が長年にわたって使用してきたことが、産研プロの委託研究費に関し、産研と委託研究費を管理していた企画室との間に、精算義務を課することを回避させる原因となったことは否定できないところである。すなわち、産研においては、委託研究費の使途につき収支明細書や領收書などの証憑類をともなう収

支報告を企画室に要求せず、調査研究報告書が産研に提出されることをもって委託研究の終了とし、委託研究費の監査も一度も行われなかつたことの弊害をもたらした。企画室においても、経費計算書を作成するものの、収支明細書や領収書の提出が要求されないことから、委託研究費については、前渡金、中間払、最終の残金請求に分けて機械的に請求を行う一方、委託契約書でも要求されている帳簿類の整備が十分に行われず、調査研究報告書の提出をもって研究会を終了し、研究会代表者、産研に対して収支報告が行われない弊害をもたらしたことは否定できないところである。

産研は、平成6年度以降、委託の基盤調査研究についても、通常型の委託契約書のみを使用するに至っている。

### 第3章 委託研究費の使途等について

調査委員会は、本件各研究会を含め産研からの委託による基盤調査研究に関わる委託研究費が適正に使用されていたか否かを検討することとしたが、ほとんどの研究会において委託研究費の使途に関する証憑類が残っていなかった。下記1及び2の各研究会については、証憑類や資料等がある程度残っていたため（なお1記載の研究会と2記載のそれとの区別は本件預金通帳の有無である）、これらの研究会についてはそれらの資料を基に検討した。また、上記以外の研究会で、本件預金通帳の記載から他の研究会との資金の融通が認められたもの、及び研究会報告書提出後長期間経過後に預金払戻がなされているものについては、下記3に記載した。なお、証憑類が残っていても完全なものではないため、調査検討には限界があった。

#### 1 本件各研究会の委託研究費の使途について

##### (1) 昭和63年度「製造業の人材問題と国内経済における役割に関する調査」（別紙2整理番号11）

「元気の出る製造業」研究会（代表者木内学）により行われた調査研究である。

###### ① 研究、契約等の概要

本研究は、学生の就職の製造業離れが顕著になってきたことを背景に、製造業の我が国の国内経済における重要性の再確認と『製造業必要』との声の理論化を行うことを趣旨として計画された。

産研と本研究会との間の契約（簡易型）は平成元年2月15日に締結され、調査費用限度額は450万円とされた。

研究会の委員数（代表者を含む）は14名で、研究会会合は2月17日から6月13日まで8回開催された。

成果物として、平成元年8月に「製造業の人材問題と国内経済における役割に関する調査」が作成された。

###### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座（別紙1No28）には、産研から本研究会の

昭和63年度委託研究費として合計450万円が入金された。支出は、領収証及び当時作成されたと見られるメモ等によると、謝金174万円、印刷費70万2460円、速記料60万9000円、資料費9万4736円、会議費83万9179円、消耗品費7640円、企画調整費45万円、調査費22万5550円、通信費15万8974円、振込手数料4万3064円、以上合計487万603円である。産研からの入金額に約37万円不足するが、この不足分を補うため、他の研究会から資金を受けたことを窺わせる記載（「月尾プロ補助金」37万円）が資料の中にあった。なお、この資金融通については本研究会の預金口座は経由していない。

預金残高は平成2年1月の払戻で（源泉税の支払に充てたと認められる）0円となった。なお、この口座はその時点では解約されず、同研究会の翌年度の研究のためにも引き続き使用された。

## (2) 平成元年度「企業システムと市場経済に関する研究」(別紙2整理番号15)

企業システム市場経済研究会（代表者伊丹敬之）により行われた研究である。

### ① 研究、契約等の概要

本研究は、日本の経済システムのあり方について、特に日本における市場経済インフラの整備と企業システムの相互作用に焦点をあてて検討することを趣旨として計画された。

産研と本研究会との間の契約（簡易型）は平成元年11月21日に締結され、調査費用限度額は518万5000円とされた。

研究会の委員数（代表者を含む）は11名で、研究会会合は平成元年11月27日から平成2年9月27日まで10回開催された。

成果物として、平成2年8月に「企業システムと市場経済に関する研究」が作成された。

### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座（別紙1No27）には、産研から合計518

万5000円が入金された。支出は、当時作成されたと見られるメモ等によると、委員謝金119万2500円、旅費31万3256円、印刷費5万6547円、会議費160万2243円、消耗品費6万7407円、速記料63万7200円、企画調整費46万5000円、源泉徴収税26万1103円、以上合計459万5256円である。差引58万9744円残となるが、預金残高は平成3年4月に58万5091円となり(上記差引額との差異の理由は確認できなかった)、以後、預金口座はそのまま放置され、平成9年10月に解約された。

### (3) 平成2年度「経済法に関する調査」(別紙2整理番号22)

経済法研究会(代表者森田宏樹)により行われた調査研究である。

#### ① 研究、契約等の概要

本研究は、独占禁止法について、現実の経済政策ないし経済実態の全体をにらみながら調和的統一的な解釈ないし政策を考察していくことを趣旨として計画された。

産研と本研究会との間の契約(簡易型)は平成2年11月5日に締結され、研究費用限度額は175万7000円とされた。

研究会の委員数(代表者を含む)は、12名で、研究会会合は平成2年12月7日から平成3年7月19日まで8回開催された。

成果物として、平成3年8月に「経済法に関する調査」が作成された。

#### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座(別紙1No21)には、産研から合計175万7000円が入金された。支出は、領収証及び当時作成されたと見られるメモ等によると、旅費58万1680円、会議費17万725円、企画調整費16万円(当時の産研の事務局長が代表者となっている産研基盤政策研究会名義の口座宛てに送金)、振込手数料8240円、雑費4万1360円、源泉税6万4662円、以上合計102万6667円である。差引73万333円残となるが、預金残高は平成4年7月に67万7257円となり(上記差引額との差異の理由は確

認できなかった)、以後、預金口座はそのまま放置され、平成10年3月に解約された。

なお、通帳には、払戻金額の一部を他の研究会のために使ったことを窺わせる手書きの記載がある。もっともその約1か月後には他の研究会から同額が入金されている。

#### (4) 平成3年度「国際社会の中の日本の在り方に関する調査研究」(別紙2整理番号31)

国際社会の中の日本研究会(代表者島田晴雄)により行われた調査研究である。

##### ① 研究、契約等の概要

本研究は、日本と諸外国との社会・文化面の異同を探るとともに、日本が国際社会において今後いかなる役割を果たすべきかにつき考えることを趣旨として計画された。

産研と本研究会との間の契約(簡易型)は平成4年1月8日に締結され、研究費用限度額は570万円とされた。

研究会の委員数(代表者を含む)は15名で、研究会会合は、研究計画では7回の開催が予定されていたが、実際には1月17日から5月20日までの5回で終わった。

成果物として、平成4年8月に「国際社会の中の日本の在り方に関する調査研究」が作成された。

##### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座(別紙1No.9)には、産研から合計570万円が入金された。領収証等は残っていないため、具体的な支出状況を確認することはできなかった。

預金口座からの払戻についてみると、第5回の会合が開催された平成4年5月の月末までになされた払戻は2回で合計125万4873円である。

その後平成4年12月に合計35万円の払戻がなされており、これは前記成果物の印刷費の支払いに充てられたと推測されるが確認は

できない。

その後平成5年8月に100万円の払戻がなされており、通帳に「H3年度総合シンポ補填」との書きがあるが、実際に総合シンポジウム（各研究会の成果を発表するための産研主催のシンポジウム）に関して支払われたことは確認できなかった。

上記平成5年8月の払戻で残高322万5999円となった後は預金口座は放置され、平成16年4月に解約された。

これほどの多額が残ったのは、契約形態が簡易型であり精算義務が明確でなかったことに加え、前記のとおり、会合回数が当初は7回予定されていたのに5回の開催で終わるなど、研究会活動の内容が予算を立てた当時よりも縮小したためと考えられる。

#### (5) 平成6年度、平成9年度「社会制度研究会」(別紙2整理番号19、20)

社会制度研究会（代表者渡部昇一）は、昭和55年度から始まり、昭和60年度と平成4年度を除き、平成9年度まで毎年行われてきた研究会である。このうち、平成6年度と平成9年度について証憑類が残っていた。

平成6年度、平成9年度とも通常型の委託契約書で契約が締結され、委託研究費の請求に際しては、費用明細書の提出が必要とされているところ、産研に対して費用明細書が提出されていた。

##### A 平成6年度の研究について

###### ① 研究、契約等の概要

平成6年度の研究は、今後の日本社会の進むべき方向とその政策決定過程における政治と行政の役割とその関係についての調査研究である。産研と本研究会との間の契約は平成6年11月7日に締結され、契約金額は490万円とされた。

研究会の委員数（代表者を含む）は7名で、研究会会合は平成6年12月7日から平成7年7月11日まで7回開催された。

成果物として、平成7年8月に「日本社会における政治と行政の

役割に関する調査研究」が作成された。

## ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の口座（別紙1 N o 37）には、産研から合計453万7392円が入金された。前記のとおり、本研究会は、通常型の委託契約書を使用し第3回目の請求の際に精算払いをしたことから、予算額である490万円ではなく、最終的に453万7392円の支払いとなった。

収支結果については、契約金額支払請求書に添付された契約金額支払明細書が産研に提出された。残された証憑類等からは、産研から支払を受けた委託研究費用のうち約308万円が裏付けられ、ヒアリング等の結果によれば、その余の差額約145万円については、平成7年度の社会制度研究会の費用に充てられたものと認められる。

産研に提出した支払明細書と現実の支出については、同一科目間でも金額に違いがあったが、これは予算での単価に合わせて支払明細書が作成されたことによるものである。

## B 平成9年度の研究について

### ① 研究、契約等の概要

平成9年度の研究は、政治・行政の現状と将来像、望ましい政治・行政を規定する社会のあり方についての調査研究である。産研と本研究会との間の契約は平成9年12月24日に締結され、契約金額は215万4000円とされた。

研究会の委員数（代表者を含む）は8名で、研究会会合は平成10年1月28日から同年3月13日まで3回開催された。

成果物として、平成10年4月に「政治・行政を支える社会のあり方に関する調査研究」が作成された。

### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の口座（別紙1 N o 40）には、産研から148万9479円が入金された。前記のとおり、本研究会は、通常型の委託契約書を使用し精算払いをしたことから、予算額である215万40

00円ではなく、148万9479円の支払いとなった。

収支結果については、契約金額支払請求書に添付された契約金額支払明細書が産研に提出された。残された証憑類により、産研から支払を受けた委託研究費全額が本研究会での費用に支出されたことが裏付けられた。

平成9年度の支払明細書と現実の支出についても、同一科目間で金額に違いがあるが、これも予算での単価に合わせて支払明細書が作成されたことによるものである。

## 2 本件各研究会以外の研究会での委託研究費の使途等について

- (1) 昭和60年度「世界の中の日本の役割と積極的貢献に関する研究」  
世界の中の日本研究会（代表者村上泰亮）により行われた研究である。

### ① 研究、契約等の概要

本研究は、世界の中の日本の役割と積極的な貢献の在り方について検討することを趣旨として計画された。

産研と本研究会との間の契約（簡易型）は昭和60年9月2日に締結され、研究費用限度額は700万円とされた。

研究会の委員数（代表者を含む）は7名で、研究会会合は昭和60年9月24日から昭和61年3月31日まで11回開催された。

成果物として、昭和61年8月に「世界の中の日本の役割と積極的貢献に関する調査研究」が作成された。

### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座の通帳は残っていなかったため、産研で保管されていた本研究会の産研宛ての請求書から判明した口座について調査したところ、解約済みであった。

残っていた領収証により確認できた支出は、謝金150万円、交通費100万9360円、印刷費56万8400円、資料費4万880円、翻訳・通訳料185万8725円、消耗品費5万250円、会議費55万7750円、臨時備役費6万7700円、速記料57万5

400円、通信費1万2040円、原稿料22万5000円、以上合計647万3425円である。

これ以外に、当時の産研の事務局長名義の口座宛てに55万円が送金されていた。55万円は予算における企画調整費相当額であり、それが送金されたと推測されるが、振込金受取書にメモ等もなく、また当時の事務局長が病気によりヒアリング不可能であったため、確認はできなかった。

この55万円(及び送金手数料)を加えると支出額は合計で702万4025円となり、契約の研究費用限度額とほぼ同額となる。

なお、社会制度研究会(前記1(5))、組織観研究会(昭和59、60年度)に合計150万円を出金している一方で、産業経済政策動向調査研究会(昭和57年度まで多年度にわたり活動)から330万円の支払を受けている。

これらを含めた本研究会の収支は、収入1030万円に対し支出852万4025円であり、差引177万5975円残となるが、本研究会に係る預金口座の通帳は残っておらず、口座も解約済みであるため、残金の処理については確認できなかった。

## (2) 昭和62年度「韓国を中心としたアジアN I C s の産業実態に関する研究」

アジアN I C s 産業技術力調査研究会(代表者鳥居泰彦)により行われた研究である。

### ① 研究、契約等の概要

本研究は、韓国を中心としたアジアN I C s の産業実態についての各業種毎の詳細な調査に基づき、一般的な産業技術力、企業経営力を把握することを目的として計画された。

産研と本研究会との間の契約(簡易型)は昭和62年12月15日に締結され、研究費用限度額は250万円とされた。

研究会の委員数(代表者を含む)は10名である。

成果物として、昭和63年6月に「韓国を中心としたアジアN I C

sの産業実態に関する研究」が作成された。

## ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座の通帳は残っておらず、その口座の有無を調査したところ解約済みであった。

収支の状況は、当時記入されたと見られる出納帳用紙その他の資料によれば、収入は産研からの入金合計250万円及び利息747円の合計250万747円であり、支出は、謝金40万5000円、旅費5万9200円、印刷費48万8000円、資料費2万200円、原稿料40万6080円、会議費33万1665円、企画調整費25万円、速記料21万7800円、通信費1万9920円、消耗品費・雑費1万7830円、振込手数料2万1000円、源泉税11万4320円、以上合計235万1015円である。そして昭和63年12月に源泉税を納付した後、14万9732円が残っている。但し、領収証等はほとんどないため、出納帳用紙記載内容の裏付け確認はできない。

## (3) 昭和63年度「アジア諸国の産業実態とアジア域内分業の在り方に関する研究」

アジアNIES研究会(代表者鳥居泰彦)により行われた研究である。

### ① 研究、契約等の概要

本研究は、アジア経済圏における分業体制と日本のアジア政策について検討を行うことを目的として計画された。

産研と本研究会との間の契約(簡易型)は昭和63年11月24日に締結され、研究費用限度額は400万円とされた。

研究会の委員数(代表者を含む)は10名である。

成果物として、平成元年8月に「アジア諸国の産業実態とアジア域内分業の在り方に関する研究」が作成された。

### ② 研究会の収支の状況及び問題点

本研究会の預金口座の通帳は残っておらず、その口座の有無を調査したところ解約済みであった。

収支の状況は、当時記入されたと見られる出納帳用紙その他の資料によれば、収入は産研からの入金合計400万円及び利息1294円の合計400万1294円であり、支出は、謝金86万8500円、旅費13万4460円、印刷費61万790円、資料費1万3936円、原稿料69万3000円、会議費34万1290円、企画調整費40万円、速記料58万9500円、通信費2万7175円、消耗品費・雑費1万4826円、振込手数料2万4748円、源泉税23万9000円、以上合計395万7225円である。そして平成元年12月に源泉所得税を納付した後、4万4069円が残っている。但し、領収証等はほとんどないため、出納帳用紙記載内容の裏付け確認はできていない。

### 3 その他の本件各研究会の委託研究費の使途について

前記1を除く本件各研究会の委託研究費の使途について検討したところ、次の研究会について、他の研究会との間で委託研究費を流用していたことが認められた。

- ① 地球産業研究会（本件預金通帳No 4）
- ② 日本の心を語る懇談会（同No 5）
- ③ 通商産業政策研究会（同No 17）
- ④ 経済法研究会（同No 21）
- ⑤ 経済法研究会（同No 25）
- ⑥ 先端自然科学研究会（同No 34）
- ⑦ 日本の心を語る研究会（同No 36）

また、別紙2 委託研究一覧表「報告書年月」を基準として、一次通帳について、最終取引日（二次口座への移動、中富前企画室長による預金口座解約前の最終取引をいう）までの出金を検討したところ、国際産業関連研究会（本件預金通帳No 30）については、平成元年8月に報告書が提出され、平成5年12月から平成6年1月の間に4万88円が出金され、2万円がその後入金されており、日本新世紀計画研究会（No 32）については、平成元年8月に報告書が提出され、平成4年1月から同年5月まで

の間に合計約105万円が出金されているが、その詳細は明らかにならなかった。

以上のほか、一次通帳については、委託研究報告書の提出日後、最終取引日までに預金通帳のうえで不自然と認められる金銭の移動はなく、最終取引日後、二次通帳への移動、中富前企画室長による預金口座解約の時期までの間、一次通帳の残金が使用された事実は認められなかった。

#### 4 経理処理と帳簿作成

産研と本件各研究会との委託契約書によれば、本件各研究会は、委託の支出について帳簿を備え、領収書等を保管し、将来の産研による監査に備えることが予定されているが、ヒアリングの結果によれば、本件各研究会の多くは帳簿を作成していなかったことが認められる。また、ヒアリングの結果によれば、産研も、帳簿作成等に関し、何らの指導、調査もしておらず、これまで本件各研究会での委託調査研究も含め企画室が関与した委託調査研究については、監査が実施されなかったことが認められる。委託研究費の経理処理、監査等については、杜撰な処理がなされたといわざるを得ない。

#### 5 本件預金通帳N o 4 2（現社研事務局）について

本件預金通帳N o 4 2は、現社研事務局（代表者は前産研事務局長）名義で作成された預金通帳である。前産研事務局長は、当該預金通帳の存在を全く知らなかった旨述べているが、ヒアリング等の結果によれば、産研宛のタクシー料金請求書が存在し、これに見合う金額が研究会から本件預金通帳N o 4 2に振り込まれていること、昭和60年には本件預金通帳N o 4 2と同一の口座が既に存在し、当時の産研事務局長が代表者となっていること等からすると、本件預金通帳N o 4 2は、産研の了解のもとで、研究会がタクシー料金支払のために恒常に使用されていた口座であったことが窺える。

## 6 一次口座が放置された経緯

- (1) 前記のとおり、一次口座の金員は、産研から本件各研究会に支払われた委託研究費が使用されずに残った一部である。
- (2) ヒアリング等によれば、産研の基盤調査研究は、平成4年から研究会から民間シンクタンクに委託先が徐々に変更された。平成2年度、平成3年度の基盤調査研究各12件は全件が研究会への委託であったものの、平成4年度は12件のうち8件が、平成5年度は10件のうち7件が、平成6年度は12件のうち5件が研究会への委託となって減少し、それ以外はいずれも民間シンクタンク等への委託となり、企画室が事務局として関与する基盤調査研究が減少した（平成10年度以降は、産研からの基盤調査研究の委託は民間シンクタンク等に対しなされており、研究会方式は行われていないことは前記のとおりである）。
- (3) 産研による基盤調査研究の委託方法が変更されることにともない、平成5年ころから一次通帳の一部が一括して管理され、その処理が問題となつた。当時の企画室課長補佐、係長において、その処理について相談がなされ、産研に対し返還することとしたが、結局返還されなかつた。返還されなかつた点について、ヒアリング等によれば、産研から年度で処理が終わつており受け取れない旨の話しがあつたことの供述がなされていること、一次口座の預金通帳には産研の住所地が届出住所地となつているものが複数あることから（本件預金通帳No.2、No.12ほか）、金融機関からの郵便物が引き続き産研に郵送され、産研は当該郵便物を企画室に届け、その銀行口座の存在も認識していたこと、平成13年に産研の前事務局長が経済産業省側の窓口である同省製造産業局機械産業振興チームに金融機関からの通知の写しをファクシミリで送付し、これらの雑務の善処を求めるなどしていることが認められることからすると、一次口座の残金について、企画室から産研に対して返還についての相談がなされたが、産研は既に出納を閉鎖した過年度の予算につき未執行の残額を生じるなどを理由に返還に難色を示したことから、企画室は産研に返還することにより処理する方法を断念にする至つたものと認めるのが相当である。

(4) 委託研究費の残金は、結局、返還による処理が断念され、使用されずに二次口座に移転されるまで何らの対策がなされないまま、企画室内で一括管理保管されることとなった。

## 7 新たに発見された預金口座について

当委員会は、企画室が関与した産研の委託による基盤調査研究に関し、一次通帳以外にも、預金通帳が存在するか調査した。産研で保管されていた簡易型の委託契約にかかる産研宛の請求書から判明した預金口座(71口)について調査を行った。その結果、別紙3「新たに発見された預金口座」記載のとおり、5口の銀行口座が存在し、これに対応する研究会が存在することが確認された。その他の66口の銀行口座は解約されていることが確認された。当該研究会も、本件各研究会と同様に、産研の委託による基盤調査研究に関する研究会であるが、5口の銀行口座はこの10年間での取引は認められなかった。

## 8 一次口座関係のまとめ

- (1) 一次通帳は、産研の委託による基盤調査研究の研究会における委託研究費が残ったまま、産研に返還されずに企画室に保管され残ったものである。
- (2) 一次口座に委託研究費が残った原因是、産研と研究会が締結された委託契約書において精算義務があいまいにされ、研究会の委託研究費を管理していた企画室においては、契約で定められた委託研究費の金額を機械的に請求する一方で、明確な収支報告をしなかったことにあり、産研においても、企画室に対し何らの収支報告も求めず、その使途についても一切を企画室に任せきりであった結果によるものといわざるを得ない。
- (3) また、本来、委託研究費が残った場合には、簡易型の委託契約であっても返還すべきものであって、委託研究費が年度ごとの処理であることは返還しないことの理由にはならない。にもかかわらず、企画室において、一次通帳の存在を認識しながら、長年にわたり放置したことは不

適切といわなければならない。歴代の企画室長の中には、その存在を認識しながら問題の解決を先延ばしにした者もあり、その結果が二次口座への金員の移動、中富前企画室長による一次口座の解約の行為に連なつたものであって、一次通帳を放置した行為は強く非難されなければならない。また、企画室長の中には、一次通帳の存在を認識していなかった旨述べる者もいたが、産研からの委託調査研究に深く関わり、長期間において委託研究費を管理していたのが企画室であることに照らせば、企画室の責任者である企画室長は、少なくとも監督者としての非難は免れないものと思料する。

- (4) 一次口座の残金については、二次口座へ移転するまでの間の私的流用の事実は認められなかった。なお、本件各研究会の中には、企画室担当者による委託研究費の請求に際し、将来、多額の委託研究費を残す恐れが予想される事案も見受けられたが、企画室の当該担当者としては、事後的な費用の発生が見込まれたことから、これまで長年行われてきた方法を形式的に引き継いで委託研究費の請求をなしたにすぎないものと認められる。
- (5) 産研からの委託による基盤調査研究については、現在、民間シンクタンク等によって行われ、本件各研究会におけるような研究会方式は行われていないが、今後外部からの委託研究費を管理する場合には、経済産業省全体のコンプライアンスの観点から、本件での問題点やその教訓が活かされることが必要である。

## 第4章 FUP研究会名義の口座（二次口座）における入出金

### 1 FUP研究会名義の口座の存在

以上の経緯により各研究会名義37口座に預金残額が生じていたが、その後一部につき解約がなされ、これによる解約払戻金を原資としてFUP研究会名義の二次口座が開設された。

これら二次口座は、「FUP研究会代表小川洋」、「FUP研究会代表松島茂」、「FUP研究会代表勝野龍平」の3口であり、FUP研究会という名称は産研の委託により調査研究を行った各研究会の中には存在せず、代表者氏名が各研究会の座長である大学教授等の名義ではなく、各二次口座を開設した当時に在任した企画室長の氏名であることなどの点において、前述の各研究会名義の口座と異なっている。

### 2 口座開設の状況

二次口座が開設された状況を見ると、まず、平成8年11月8日に別紙1No.33の口座が解約され、その解約払戻金18万9778円により、第一勧業銀行東虎ノ門支店に「FUP研究会代表小川洋」名義の普通預金口座が開設され、同日、同No.30及び31の解約払戻金合計46万7645円と同No.32の解約払戻金5万7660円がそれぞれ「FUP研究会代表小川洋」名義の普通預金口座に入金されている。

また、平成9年10月7日に別紙1No.25及び28の口座が解約され、その解約払戻金合計58万5550円により、三和銀行虎ノ門支店に「FUP研究会代表松島茂」名義の普通預金口座が開設され、同日、同No.26、27、29の3口座を解約した払戻金合計150万5844円が、80万円と70万5844円の2口に分けられて「FUP研究会代表松島茂」名義の普通預金口座に入金されている。

さらに、平成10年9月25日に別紙1No.14の口座が解約され、その解約払戻金151万3499円により、三和銀行虎ノ門支店に「FUP研究会代表勝野龍平」名義の普通預金口座が開設されている。

### 3 二次口座の開設経緯

これら二次口座が開設された経緯については、企画室の歴代の企画室長・課長補佐に対する質問書の送付とこれに対する各人からの回答のほか、平成5年6月から同6年5月まで企画室課長補佐の職にあったA、同時期の同室係長であるB、前記「F U P研究会代表小川洋」口座の名義人で当時企画室長である小川洋、同時期の同室課長補佐であるC、前記「F U P研究会代表松島茂」口座の名義人で後任の企画室長である松島茂、その課長補佐であるD、同時期の同課総括係長であるE、後任の係長であるF、昭和63年12月から平成14年3月まで産研事務局長の職にあったG、同14年6月から同研究所事務局長の職にあるHらに対して行ったヒアリング調査の結果、さらに上記各二次口座の預金通帳その他の関係資料により、以下の事実が認められる。

すなわち、産研においては、前述したとおり、その設立当初より、日自振からの補助金を用いた委託研究事業として、著名な大学教授を座長とする研究会に経済社会に関する基盤的な調査研究を委託し、座長である大学教授個人との間に委託契約を締結し、その個人名をもって開設された「○○研究会代表○○○○」名義の預金口座に契約により定められた委託研究費を振り込み、最終的に上記研究会から研究結果の報告を求めるという「基盤政策の研究事業」が行われており、これを企画室内において「産研プロジェクト」と呼んでいたが、個人である大学教授等が研究会の実施に伴う各種事務的な作業を行うことは困難であったことなどから、企画室の職員が各研究会ごとに担当を決め、その担当者において、会場の確保、各委員への連絡、講師の招聘、書籍資料の収集、弁当や湯茶の手配などを行なうとともに、これらに伴う会場費、弁当代、委員謝金、旅費交通費、講師謝礼、書籍等購入代金などを上記預金口座に入金された委託研究費により支払うなど、当該研究会の事務局的な役割に任じており、その反面、産研においても、委託研究費の收支につき明細書や領収証など証憑書類の提出を要求せず、調査報告書が提出されることをもって委託研究の終了と認め、研究費の收支に対する事後的な監査も事実上実施しないという簡易な方式が行われていた。

ところが、平成4年ころより、企画室の職員数が減少したことに加え、産研から各研究委託先へ交付された研究費の出納に企画室職員が関与し預金口座からの出金など金員の管理を行うことに対する懸念などから、上記の簡易な方式による産研プロジェクトを見直す機運が高まり、これを受けた産研においても、個人である大学教授に研究を委託する際にも民間のシンクタンクなどに対する委託研究と同様に証憑書類の裏付けを伴う収支報告を求める方向に転するようになり、その結果、平成6年度以降の委託研究においては従前の簡易な方式は全て廃止された。

これに伴い、企画室においては、前述したとおり、研究会名義の預金口座に残高を生じたまま引き継がれていた各産研プロジェクトの研究費の残りについても、これを処理すべく、平成5年ころ、上記各口座の残額を返還することを申し入れたが、産研側からは既に出納を閉鎖した過年度の予算につき未執行の残額を生ずることなどに難色が示され、上記口座残額の受け入れに消極的な態度が示されたことから、企画室においても産研への返還により預金残額を処理するという方法を断念することとなった。

以後、企画室においては、各研究会名義の預金口座に金額を残したまま、各口座からの入出金を凍結し、主に歴代の企画室総括係長が多数の預金通帳、印鑑、キャッシュカードを保管し、これをそのまま後任者に引き継ぐという形態を繰り返していた。

その後の平成8年夏ころ、当時の企画室長・課長補佐など幹部において、従前より入出金を凍結したまま引き継いできた各預金口座の残額の処理につき改めて検討が加えられ、その過程で、従前のような形態で預金口座に金額を残したまま凍結し通帳等のみを引き継ぐ方法では何らの解決にもならないこと、他方、預金口座の残額を産研へ返還することに対しては既に産研側から難色が示された経緯があり、この方法による処理は困難と見られること、とはいえた記預金残額を企画室内において自由に使える金として費消することは論外であり、通帳や印鑑を廃棄するような方法では銀行からの各種通知の対応に困ること、預金口座の残額を使用することは既に研究会が終了していることに照らし問題なしとしないが、過去の研究のフォローアップや新たな研究のために必要と認められる用途に使うの

であれば当初の研究会の趣旨に沿うと考えられることなどが話し合われた。

これらの検討の結果、当時の企画室において、上記各研究会名義の預金口座残額を過去の研究のフォローアップなど研究の目的に合致すると認められる用途に使用することを通じ当該残額を処理していくとの方針が決定され、新たに開始される入出金の便宜を考慮して新規の口座を開設することとし、その使用目的を明確に表示する意図のもとに口座名義を「F U P（フォローアップ）研究会」とし、前述のとおり、平成8年11月8日、別紙1のNo.33の口座の解約払戻金18万9778円により、第一勧業銀行東虎ノ門支店に「F U P研究会代表小川洋」名義の普通預金口座を開設した。

以後に開設された2つの二次口座、即ち、平成9年10月7日、三和銀行虎ノ門支店に開設された「F U P研究会代表松島茂」名義の普通預金口座、平成10年9月25日、三和銀行虎ノ門支店に開設された「F U P研究会代表勝野龍平」名義の普通預金口座は、いずれも、前述した経緯が後任の企画室幹部に引き継がれたことに基づき、企画室長の交替に伴う新たな二次口座として開設されたものである。

#### 4 二次口座への入金

以上の経緯により開設された二次口座への入金は、すべて別紙1の各研究会名義の預金を解約した払戻金を原資とするものであり、前述した企画室係長のE、Fらに対するヒアリング調査の結果のほか、各研究会名義の預金口座からの出金と二次口座への入金が同一日に行われ、その入出金の金額が1円単位で一致することなどから、金員の流れを認めることができる。

すなわち、「F U P研究会代表小川洋」名義の普通預金口座への入金は合計3件であり、前述のとおり、平成8年11月8日、別紙1のNo.33の解約払戻金18万9778円により第一勧業銀行東虎ノ門支店に開設され、同日、同No.30及び31の解約払戻金合計46万7645円、同No.32の解約払戻金5万7660円がそれぞれ入金されている。

次に、「FUP研究会代表松島茂」名義の普通預金口座への入金は合計で15件あり、前述のとおり、平成9年10月7日、別紙1No.25及び28の解約払戻金合計58万5550円により三和銀行虎ノ門支店に開設され、同日、同No.26、27、29の3口座の解約払戻金合計150万5844円が80万円と70万5844円の2口に分けられて同口座に入金された後、同年12月16日に同No.22の解約払戻金95万1220円、同No.23の解約払戻金131万72円（入金は100万円と31万72円の2口）がそれぞれ入金され、同10年2月3日に同No.24の解約払戻金168万5569円（入金は100万円と68万5569円の2口）が入金され、同年3月30日に同No.20の解約払戻金49万3248円と同No.21の解約払戻金68万5289円がそれぞれ入金され、同年5月8日に同No.16の解約払戻金10万7682円と同No.15の解約払戻金129万5118円（入金は100万円と29万5118円の2口）がそれぞれ入金され、最後に、同年7月3日に同No.11の解約払戻金15万5498円と同No.13の解約払戻金23万1487円がそれぞれ入金されている。

さらに、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の普通預金口座への入金は7件あり、前述のとおり、平成10年9月25日、別紙1No.14の解約払戻金151万3499円により三和銀行虎ノ門支店に開設された後、同11年2月24日に同No.6の解約払戻金101万4070円（入金は30万円と71万4070円の2口）が入金され、同年6月16日に同No.18の解約払戻金348万2601円（入金は100万円3口と48万2601円の計4口）が入金されている。

なお、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の預金口座には上記7件の入金のほか、平成17年5月24日から同月31日まで5回に分けて合計900万円の入金があり、さらに同年6月8日に198万円の入金が見られるが、これらは、後述するように、中富前企画室長による入金であることが判明しており、別紙1に記載された口座の解約払戻金を原資とする入金ではなく、上記7件の入金とは性格を異にするものであるから、本項目における検討の対象とはせず、後述するところに委ねることとする。

以上による各二次口座への入金は、「FUP研究会代表小川洋」名義口座への入金は3件で合計72万2546円（利息7463円を含む）、「FUP研究会代表松島茂」名義口座への入金は15件で合計は900万7314円（利息737円を含む）、「FUP研究会代表勝野龍平」名義口座への入金は、前述した中富前企画室長による関与後のものを除き、7件で合計601万646円（利息476円を含む）であり、上記3口座における入金額の総合計は1574万506円である。

## 5 二次口座からの出金とその使途

以上の入金に対し、二次口座からの出金を見ると、「FUP研究会代表小川洋」名義の口座は平成9年11月11日に、「FUP研究会代表松島茂」名義の口座は同10年7月6日にそれぞれ解約され残高がゼロになっているから、その出金額合計は前述した入金額合計と同一である。

また、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座からは、前述した中富前企画室長の就任前までの段階で合計287万7761円の出金があり、その残額313万2885円は、利息の加算とともにそのまま中富前企画室長に引き継がれている。

従って、二次口座からの出金としては、「FUP研究会代表小川洋」名義口座からの出金額合計72万2546円、「FUP研究会代表松島茂」名義口座からの出金合計900万6577円、「FUP研究会代表勝野龍平」名義口座からの上記出金287万7761円につき、その使途などを検討すべきことになり、対象となる出金額の総計は1260万6884円である。

また、検討の対象となる出金の期間は「FUP研究会代表小川洋」名義の口座が開設された平成8年11月から、「FUP研究会代表勝野龍平」名義口座からの出金が停止する同11年10月までということになる。

そこで、上記期間に各二次口座の出納に関与していた者を特定すると、「FUP研究会代表小川洋」口座については、企画室長の小川洋、同課長補佐のC、係長のI、後任係長のE、「FUP研究会代表松島茂」口座については、企画室長の松島茂、課長補佐のD、後任課長補佐のJ、係長の

E、「F U P 研究会代表勝野龍平」口座については、企画室長の勝野龍平、課長補佐のJ、係長のE、後任係長のFであり、このうち各二次口座における入出金を直接管理していた担当者は上記各係長であったことが認められる。

これら関係者に対するヒアリング調査を実施したところ、各二次口座からの出金は、当時行われていた研究会における議論及び検討に必要な書籍、論文、各種資料の購入代金、研究会における討論等を記録するための速記料、研究会終了後の各委員へのタクシーチケット代、速記録の要旨集の印刷代など、いずれも研究会の趣旨に沿うと認められる用途に支出したとする点において、関係者の供述が一致しており、上記各係長からは、各出金の具体的な内容を示す資料として、当時作成していた出納帳と当該支出に対応する領収証が企画室に存在しているはずだととの供述が得られた。

これに基づき当委員会において企画室のロッカー、キャビネット、書庫、倉庫を実地に検分したが、前述したとおり42口座の一部に関する出納帳及び領収証が発見されたものの、各二次口座からの出金を裏付ける出納帳又は領収証等は存在せず、わずかに、「F U P 研究会代表勝野龍平」名義の口座における入出金の内訳につき、E係長の後任として同口座の金銭出納を担当したF係長が当時作成していた電子データ(CD-ROM)を得ることができた。

上記の電子データには作成日時が記録されており、当該記録から見て二次口座からの出納が行われた当時そのつど作成されたことが確認されたほか、その入金記録が預金口座からの出金記録と完全に一致していることなどから、ここに記載された入出金の記録はその信用性が極めて高いと判断される。

上記電子データには、平成11年4月30日から同年12月3日までの合計25万7741円の出金が記録されており、各出金の使途としては、「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」にかかる書籍及び各種資料の購入代金として合計8万3751円、同研究会における討議を記録した速記料として7万円、各委員宛に資料を発送した際の郵便料として1万1880円、委員との懇談の際の飲食代として5

万円、同研究会ワーキンググループ慰労会の飲食代として4万2110円が記載されている。

そこで、当時の背景事情を調査すると、上記出金がなされた当時、後述する経緯により、産研の自主事業として「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」などの研究会が存在し各討論研究が行われていた事実が明らかであり、電子データに記録された速記料には上記の研究会の討論を記録した旨が明記されており、購入書籍につき記録された表題も上記調査研究に関連する内容と見られるなど、出金の内訳に関する記載が当時の背景事情とも合致していると判断されるので、前述した電子データ自体の信用性にも鑑み、上記電子データに記録された入出金の年月日、金額、その使途、内訳はいずれも真実であると認められる。

各二次口座からの出金は、前記のとおり、総計1260万6884円であるから、上記電子データに出金内訳が記録された25万7741円を除く、残る合計1234万9143円の出金については、前記関係者の供述のほかには出金の使途を直接的かつ客観的に明らかにする証拠が存在しないことになるが、当委員会による実地検分によっても該当する記録が発見できなかったことに鑑みれば、これまで企画室が2回にわたり省内での移転を繰り返してきたこと、情報公開法の施行に伴い不要書類の廃棄が行われたことなどに照らし、上記移転又は書類廃棄の際に二次口座からの出金に関する出納記録が失われたものと推測される。

そこで、上記により直接的な記録が存在しない合計1234万9143円の出金につき、間接的な事実関係に基づいて二次口座の出金内容を判定すべく、「FUP研究会代表小川洋」名義の口座が開設された平成8年1月から、「FUP研究会代表勝野龍平」名義口座からの出金が停止する同11年10月までの間の企画室を取り巻く事実関係及び背景事情などを検討すると、大きな動きとしては、いわゆる「21世紀ビジョン」の策定に向けた準備が行なわれていた。

すなわち、通商産業省は1960年代以来ほぼ10年ごとに、通商産業大臣の諮問機関である産業構造審議会に諮問しいわゆる「通産ビジョン」を策定してきたところ、21世紀を目前に控え、新たな経済産業政策の長

期的な課題と展望を示す「21世紀ビジョン」の策定が重要とされ、平成12年3月までに産業構造審議会が「21世紀経済産業政策の課題と展望」に関する最終答申を出すことになっていたことなどから、その準備作業として、平成11年6月4日開催の産業構造審議会総合部会に叩き台としての「21世紀経済産業政策の課題と展望」が示され同省のホームページに公表されるなどしていたが、こうした動きを受け、産研においても21世紀ビジョンの策定に向けた調査研究が進められ、その自主事業として平成9年度に「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」、同10年度に「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」、同11年度に「21世紀産業経済システムとその政策的支援のあり方に関する調査研究」を相次いで実施していた。

このうち平成9年度実施の「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」においては、大学教授である座長のもとに7名の大学教授が委員として参集し、これをコア研究会とし、その下に各委員を座長とし助教授又は若手研究者を集めた各8名ないし10名のワーキンググループが5つ設置され、平成9年10月9日から同10年6月4日までに全体で44回の研究会が開催され、同10年6月に調査研究報告書が産研から公表されている。

上記研究会の44回にわたる会合の内訳は、コア研究会が3回、「20世紀と21世紀の経済社会システム」ワーキンググループ(WG)が10回、「21世紀の行政システム」WGが8回、「21世紀の産業・企業システム」WGが7回、「国際レジームと日本」WGが9回、「国際経済の中の日本」WGが7回であったことが記録上明らかである。

また、平成10年度に産研が自主事業として実施した「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」では、座長となつた大学教授の下に6名の大学教授が委員として参集し研究会を構成し、平成10年12月22日から同11年4月12日まで6回にわたり研究会の会合が開催され、同11年9月に調査研究報告書が産研から公表されている。

次いで、平成11年度に産研が自主事業として実施した「21世紀産業

「経済システムとその政策的支援のあり方に関する調査研究」においては、大学教授である座長のもとに7名の大学教授又は有識者が参集し、7回にわたり研究会の会合を開催し、平成12年7月に調査研究報告書が産研から公表されている。

以上の3年度にわたる各調査研究は、いずれも産研の自主事業として実施されたものであるが、前述のとおり産研には研究会の開催運営その他の事務局的な機能を果たすべき職員が乏しかったことから、従前に産研プロジェクトとして行われた委託研究の際と同様に、企画室の職員が各研究会の事務局としての役割を担当していた。

ところで、上記各調査研究は産研の自主事業であることから、これに関する研究費は、産研プロジェクトとして前述した委託研究の場合のように産研から各研究会名義の預金口座に入金されるのではなく、全て事業主体である産研から直接支出されており、このため事務局的な役割を担当した企画室の職員も研究費の出納には関与していないことが明らかであるが、にもかかわらず、上記各調査研究においては産研の予算からは支出のない成果物が存在している。

すなわち、産研における予算の執行については、日自振の補助金事業に関する規定などによりその支出費目が制限されるため、例えば、産研で行われる研究会に速記料の支出は認められず、会議参加者への旅費も一律1000円のみが認められるという制約が存在していた。

ところが、平成9年度に実施された「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」においては、前記44回にわたり開催された研究会のすべてにつき速記録が作成され、その成果物として印刷された速記録要旨集が存在し、これが産研にも提出されている。

同様に、平成10年度実施の「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」においても、合計6回にわたり開催された研究会の全てにつき速記録が作成されていたことが認められる。

これらの事実は産研の予算から支出のない出金が現実に行われていたことを示すものに他ならず、このような出金の原資として当時存在したものとしては前記3つの二次口座の他に確認し得るものはなかった。

従って、上記の事実は、研究会の討論を記録するための速記料、速記録の要旨集の印刷代に各二次口座からの出金を充てたとする前記企画室関係者の供述が真実であることを裏付けるものと認められる。

同様の観点から上記各調査研究の実施状況を見ると、研究会の終了が深夜に及んだため各委員が帰宅にタクシーを使用していた旨を供述する関係者が産研側も含め多数存在しているが、にもかかわらず、自主事業の主体としての産研の予算上支出が認められる会議参加者への旅費は一律1000円のみであり、ここにも産研の予算から支出のない出金が存在していたことが認められる。

これについても、各研究会の委員が深夜帰宅する際のタクシーチケットを支払う原資として当時存在したものとしては二次口座からの出金の他に確認し得るものはなく、かかる事実も、研究会終了後の各委員へのタクシーチケットに二次口座からの出金を充てたとする前記企画室関係者の供述の信用性を裏付けるものと認められる。

また、当調査委員会が実地に検分したところによれば、企画室及びその書庫にはおびただしい書籍・資料等が現存しており、その中には出版時期・内容から明らかに上記各調査研究のために購入したと見られる書籍が多数存在しているので、これらの事実も、研究会の議論等に必要な書籍・論文・各種資料の購入代金に二次口座からの出金を充てたとする前記企画室関係者の供述を裏付けるものと認められる。

以上による二次口座からの出金の額につき、残存する間接的な証拠に基づき概算できるところを検討すると、速記については、平成9年度実施の「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」において、合計44回、延べ113.5時間にわたり速記が行われた記録が存在するから、これに当時の速記料の単価である1時間2万8000円を乗じた317万8000円が上記調査研究において出金された速記料に相当する金額と認めることができる。

同様に、平成10年度実施の「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」においては、合計6回、延べ16.5時間にわたり速記が行われた記録が存在するので、これに上記単価を乗じた4

6万2000円が上記調査研究において出金された速記料に相当すると認められる。

次に、委員が深夜帰宅した際のタクシ一代について検討すると、各研究会の開催回数、各委員の出席回数、各研究会の終了時刻、各委員の自宅所在地などは証拠上明らかであり、研究会の会場である産研会議室から各委員の自宅までの通常のタクシ一代金もほぼ明らかであるから、これらに基づく概算が可能かつ合理的と見られるところ、当時の二次口座からの出金を担当した企画室のE係長が上記同様の根拠により概算した金額は、平成9年度実施の「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」においては約430万円、平成10年度実施の「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」においては約80万円であり、その概算根拠に照らし、上記の金額が委員帰宅用タクシ一代として二次口座から出金されたところに概ね相当すると認められる。

これらに対し、書籍・資料等の購入代金については概算の根拠とすべき証拠がないが、平成9年度から同10年度の上記各調査研究の際に二次口座の出納を担当した企画室のE係長は、同9年度の「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」のために約110万円、同10年度の「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」のために約70万円の書籍及び資料等が必要とされ、これら代金を二次口座から出金して購入した旨供述している。

そこで上記供述の信用性を検討すると、前述したとおり、E係長の後任のF係長が二次口座から出金した全体額が25万7741円であり、うち速記料が7万円、書籍及び資料等の購入代金が8万3751円であることなどが当時作成された電子データから明らかであるが、同データによる出金額全体に占める書籍等購入代金の比率は約32%であり、速記料の約1.2倍が書籍等購入代金である。

もちろん、このような比率がどこまで意味を持つか疑問なしとはしないが、F係長が作成した電子データと対比しても、E係長が供述する上記の書籍等購入代金が前記により概算した速記料に比べ過大なものではなく、出金全体に占める書籍等購入代金の比率が不自然なものとは見られない

から、他に書籍等の購入代金を認定するに足りる証拠が存在しないことにも鑑み、E係長が供述する上記の金額をもって二次口座から出金された書籍等購入代金と見るほかないと考えられる。

このほか二次口座からの出金として、E係長は、平成9年度の「21世紀における活力ある経済社会システムの構想に関する調査研究」において、各委員への議事録草稿の送付料（バイク便）に約10万円、速記録の印刷代に約30万円、原稿料に20万円、会議の際の湯茶など飲料代に約5万円、委員との懇談の際の飲食代に約25万円をそれぞれ出金し、同10年度の「21世紀の我が国経済・社会・国家の目指すべき姿に関する調査研究」においても、議事録草稿の送付料に約5万円、弁当代に約37万円、委員との懇談の飲食代に約20万円を出金したと供述している。

上記の各出金額のうち、金額及び使途の記録が存在し明らかな原稿料20万円を除き、その他の出金については、書籍等の購入代金と同様、これを概算する証拠はないが、印刷された速記録が成果物として存在することに照らし、これに対応する印刷代の出金がなされたことは疑いのないところであり、その速記議事録の草稿を各委員に送付した際のバイク便等の料金も合理的な支出と見られる出金であり、会議の際の飲料代、弁当代、委員との懇談の飲食代なども、各研究会の開催に伴う出金であると考えられるうえ、各出金の金額についてもいたずらに過大なものとは認められないでの、他に上記各出金の金額を認定するに足りる証拠が存在しないことにも鑑み、E係長が供述する上記使途にその金額が出金されたものと見るほかないと考えられる。

以上により概算又は認定される二次口座からの出金額は、概ね、速記代364万円、タクシーレンタカー代510万円、書籍等購入代180万円、バイク便等の送料15万円、印刷費30万円、委員との懇談の飲食代45万円、弁当代37万円、原稿料20万円、飲料代5万円であり、その合計は1206万円となる。

これに前記のF係長が作成した電子データにより使途が明らかに認められる25万7741円を加えた出金使途の総合計は1231万7741円であり、これと前述した預金口座上認められる二次口座からの出金合

計1260万6884円との間に28万9143円の乖離があるものの、大枠においては両者の金額がほぼ合致することに照らし、二次口座から出金された金員の使途は概ね以上に述べたところのものであったと認められる。

#### 6 二次口座の入出金に関する法的検討

以上により認められる二次口座の入出金と使途につき、その適否、特に業務上横領などの犯罪を構成する疑いがあるか否かにつき検討するが、仮に、産研から各研究会に対する研究費委託の趣旨が任意の費消を許容するものであれば、かかる趣旨で委託された金員について横領又は背任を認めることは困難であるから、上記検討の前提として、産研から各研究会に委託された金員の趣旨が問題となる。

そこで、産研から各研究会に研究費が委託された経緯を見ると、産研は、その設立当初より「基盤政策の研究事業」として、著名な大学教授を座長とする研究会に経済社会に関する基盤的な調査研究を委託し研究結果の報告を求める委託事業（産研プロジェクト）を行っていたが、個人である大学教授が研究会の各種事務的な作業を行うことは困難であることなどから、企画室の職員が研究会ごとに担当を決め、その担当者が各研究会名義の預金口座の入出金を管理したほか、会場の確保、各委員への連絡、講師の招聘、弁当湯茶の手配、これらに伴う金員の支払など研究会の事務局的な役割に任じており、産研においても、上記の実状を承知し、委託研究費の使途につき収支明細書や領収証など証憑書類を伴う収支報告を要求せず、調査報告書が産研に提出されることをもって委託研究の終了とする簡易な精算方式を探っていたことは前述したとおりである。

かかる経緯を背景に産研から各研究会へ委託された研究費の趣旨は、調査報告書提出の際に収支報告を求めない点で費目の流用を容認していると見られるなど曖昧さを含むものの、少なくとも産研プロジェクトの研究のために使用する趣旨で委託されたことは疑いないと認められる。

ところが、平成5年ころ、産研は、二次口座の開設について前述したとおり、企画室から各研究会名義の預金口座の残額を返還する旨の申し入れ

を受けたのに対し、既に出納を閉鎖した過年度の予算につき未執行の残額を生ずるなどを理由に預金口座残額の受け入れに難色を示し、このため企画室も上記残額を産研に返還することにより処理する方法を断念するに至ったという経緯が認められる。

また、上記各預金口座に関する銀行からの各種通知先として、産研の住所が届け出られていたことから、残高が存在する預金口座については、銀行から産研に各種の通知書類が郵送されており、これをそのつど産研側の者が企画室へ持参していた事実が認められるほか、これらの事務を煩瑣と感じた産研側が経済産業省側の窓口である同省製造産業局機械産業振興チームに上記銀行からの各種通知の写しをファクシミリで送付し、これら義務の善処を求めるなどしていた事実が認められる。

上記の各経緯は、産研側が各研究会代表者個人名義の口座に残高が存在することを承知した上で、その残額の処理を企画室が行なうことを暗黙のうちに認めたものと解ざるを得ない。

このことを企画室側から見ると、委託研究の趣旨に沿う使途に支出する方法により上記各預金口座の残額を処理することが、産研側から默認され許容されたと認識したことを見ている。

すなわち、当時の企画室を取り巻く状況として、産研プロジェクトと呼ばれる簡易方式による委託研究が平成6年度から廃止されていたことは前述のとおりであり、企画室が関与していた産研の調査研究としては前記「21世紀ビジョン」にかかる自主事業があったから、上記の経緯を受けた企画室が、当時の状況において、委託研究の趣旨に沿う使途として、過去の研究のフォローアップのために上記預金残額を支出することのみならず、企画室が必要と認める新たな研究のための用途に預金残額を支出することについても許容されると認識し理解したことにはある程度の合理性があったと認められる。

こうした観点から二次口座の入出金を検討すると、その入金は、前述のとおり、企画室での検討により、過去の研究のフォローアップや新たな研究のために必要と認められる用途に使うのであれば研究会の趣旨に沿うと考えられたことから、これらの使途に上記各預金口座の残額を使用する

ことを通じ当該残額を処理していく方針を定め、入出金の便宜を考慮しつつ使用目的を限定し明確に表示する意図のもとに新たな名義で口座を開設することとし、従前の研究会名義の預金口座を解約して第一勧業銀行東虎ノ門支店に「F U P 研究会代表小川洋」名義の二次口座を開設したほか、同様にして「F U P 研究会代表松島茂」名義、「F U P 研究会代表勝野龍平」名義の各二次口座を開設したものであり、これらにより従前の研究会名義の預金口座を解約され上記3口座に入金された金額の総合計は1574万506円であったことが明らかであるから、かかる経緯による二次口座への入金が上述した委託研究の趣旨を逸脱したものと断することは困難である。

また、その出金が、概ね、速記代3.64万円、タクシーダ510万円、書籍等購入代180万円、バイク便等の送料15万円、印刷費30万円、委員との懇親等の飲食代45万円、弁当代37万円、原稿料20万円、飲料代5万円の合計約1206万円であったと認められること前述のとおりである。

上記出金のうち、委員との懇談等の際の飲食代約45万円や弁当代約37万円については使途の適切性に一応の懸念が残るもの、いずれも當時行われていた産研の調査研究に関連して支出されたものであり、企画室職員の私的な用途に費消されたものとは認められないから、これら使途への出金が上述した委託研究の趣旨を逸脱したものと断することは困難であり、その余の出金については、その使途、金額から見て上記趣旨に沿うものと認められる。

従って、二次口座の入出金につき業務上横領罪等を構成する疑いがあるか否かについては、上述した経緯と事実関係に照らし、各二次口座への入金、各二次口座からの出金のいずれについても、業務上横領罪等の犯罪に該当するものではないと考えるものである。

とはいえ、企画室においては、各研究会代表者個人名義の口座に残高が存在したまま特段の措置をとることなく多年にわたり引き継がれ、その後も、産研が残額の返還に難色を示したとはいえ、大臣官房を含む経済産業省幹部に上記事実を報告し組織的な処理を検討するなど、正面からの対策

を何ら講ぜず、企画室内部の少数者の協議により二次口座を開設し、前記各出金をなした後、平成12年4月からの国家公務員倫理法の施行を踏まえ、最後の二次口座である「F U P研究会代表勝野龍平」名義の普通預金口座の入出金が平成11年10月末までに終了し、以後は中富前企画室長の関与まで同口座からの入出金が凍結された経緯があるが、歴代関係者のかかる行為は、問題を先送りした挙句、これを裏で処理しようとした、その後再び問題の先送りに戻ったとも評すべき一連の対応であり、ここには国家公務員としての問題解決に向けた真摯な姿勢が見られず、極めて不適切な行為であったといわざるを得ない。

## 第5章 中富前企画室長による入出金

### 1 口座解約と出金の経緯

中富前企画室長による預金口座の解約と出金の経緯については、中富前企画室長、前任の企画室長であるK、当時の産研事務局長であるG、その他の関係者に対するヒアリング調査の結果及び二次口座の預金通帳を含む関係資料の検討等により、以下の事実を認めることができる。

すなわち、中富前企画室長は平成15年7月1日付で企画室長に就任し、着任当時、前任のK企画室長から、産研プロジェクトとして行われた過去の委託研究費が各研究会名義の預金口座に残存しており、それら口座の預金通帳、印鑑、キャッシュカードなどを企画室長用のロッカーに保管している旨の引き継ぎを受けていたが、同16年2月ころ、多年にわたり入出金のない口座につき銀行から問い合わせを受けたことを契機に、上記ロッカー内の預金通帳などを確認してみたところ、別紙1のうち、No1ないし5、7ないし10、12、17、19、34ないし37の合計16口座と、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座がそれぞれ預金残額を有しており、その合計額が2900万円余りに達していることを知った。

また、中富前企画室長は、そのころ上記各預金残額につき産研からも、各産研プロジェクトに関する産研側の出納手続は全て終了しており、産研としては返還を受け入れることはできず処理の仕様がない旨を伝えられていた。

その後の平成16年4月15日、中富前企画室長は、預金残高を有していた別紙1のNo5、8、9、10、17、19、34、36の8口座を解約して払戻金合計2288万3249円を手にし、同日、このうち2288万2409円を東京三菱銀行東京営業部の中富泰三名義の普通預金口座に入金し、翌16日に同No1、2、3、4、35の5口座を解約して払戻金146万163円、同月21日に同No7を解約して128万9300円、同月26日に同No37を解約して22万151円のそれぞれ払い戻しを受け、同日、このうち145万9323円を上記自己名義の口座へ入金した後、同年5月11日に同No12を解約し払戻金16万41

25円を手にした。

これらにより中富前企画室長がなした払戻金額は合計2601万6988円であり、このうち自己名義の口座への入金額が合計2434万1732円、残る167万5256円は同人が手元現金として保有していた。

また、中富前企画室長は、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座からもキャッシュカードを用いて現金を払い戻し、その内訳は、平成16年3月22日に25万円、同月23日に65万円、同月25日に45万円、同月26日に16万円、同月30日に100万円、同年4月15日に12万円、同月16日に5万円、同月26日に2万5000円、同年5月21日に16万円、同年6月28日に25万円、同年7月16日に1万8000円である。

これら払戻金額の合計は313万3000円あり、これについても中富前企画室長は現金で手元に保有していた。

以上により、中富前企画室長が預金を解約し又は預金口座から出金して手にした金額は、前記16口座の解約払戻金2601万6988円と、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座からの出金313万3000円を合計した2914万9988円であり、このうち2400万円が前記の自己名義口座に入金され、残る514万9988円は現金で中富前企画室長の手元に保有されていた。

## 2 払戻金等の使途

前記ヒアリング調査の結果及び関係資料の検討によれば、中富前企画室長が解約又は出金した総計2914万9988円の使途につき、以下の事実が認められる。

すなわち、前記の各払戻等を行う間、中富前企画室長は、前述した2288万2409円の入金により口座残高が2463万円余りに達していた東京三菱銀行東京営業部の中富泰三名義の普通預金口座から、インターネット証券である松井証券株式会社に開設した自己名義の株式取引口座に合計2400万円を入金した。

その内訳は、平成16年4月15日に400万円、同月16日に400

万円、同月18日に400万円、同月19日に400万円、同月20日に400万円、同月21日に400万円である。

これら送金により中富前企画室長は松井証券を介して株式の売買を行っており、その状況は、上記送金中の平成16年4月17日から同月23日にかけて、ミツバ株式1万4000株、東京エレクトロン株式500株、レインズインターナショナル株式10株、富士通デバイス株式5000株など、合計金額2401万7650円に上る株式の買い付けをしたほか、同年5月に入り東京エレクトロン株式、りそな銀行株式などを売買し、同人が企画室長から異動した同年6月21日以後も同様の株式売買を行っていたが、この間の同年5月28日にカネボウ株式39万1000株を買い付け、同月31日に同株式を売却している。

中富前企画室長は、前記送金中の同年4月から異動直後の同年6月末までの間に、松井証券において行った株式売買により、合計525万6580円の売買益を得ているが、この中には同人がなした前記カネボウ株式の取引による売買益741万7831円が含まれている。

また、上記により自己名義口座に入金された2400万円を除く残金514万9988円が現金で中富前企画室長の手元に保有されていたことは前述のとおりであるが、これら現金は当然に中富前企画室長の生活資金と混同され、生活費その他の私的用途にも費消されていたことが認められる。

### 3 金員返還の経緯など

中富前企画室長、後任の企画室長である佐味祐介、その他の関係者に対するヒアリング調査及び二次口座の預金通帳を含む関係資料の検討によれば、中富前企画室長による上記金員の返還につき、以下の事実を認めることができる。

すなわち、中富前企画室長は平成16年6月22日付で企画室長から産業構造課長へ異動したが、その際、後任の佐味企画室長に対し、産研プロジェクトとして実施された委託研究の際の研究費の残額が各研究会名義の預金口座に残存しており、これを整理解約し現金として保管していたの

で引き継ぐよう申し送り、その後の同年7月5日、経済産業省本館17階の談話室において佐味企画室長に現金1515万1209円を手渡した。

この現金の原資は、東京三菱銀行東京営業部の中富泰三名義の普通預金口座からの払戻金であり、平成16年6月19日から同月30日までの間に同口座から15回に分けて合計1590万円の払戻がある。

中富前企画室長から現金1515万1209円を手渡された佐味企画室長は、その保管に苦慮して、現金を受け取った当日である同年7月5日、みずほ銀行新橋支店の自己名義の普通預金口座に上記現金を1500万円と15万1209円の2口に分けて入金し、これにより上記1515万1209円は同人の生活資金と混同し、私的用途にも費消されることとなつた。

その後1年近く経過した平成17年4月下旬から5月上旬ころ、捜査機関が経済産業省に対し中富前企画室長による前記口座の解約等と株式取引につき極秘裏に捜査を行い、これを受けた同省幹部らが現職の佐味企画室長を呼び、企画室において研究会名義の預金通帳等を引き継いできた事実の有無を尋ねたが、その際、佐味企画室長は通帳の引継を否定したものの、中富前企画室長から前記現金1515万1209円を手渡された事実を秘匿し、却って中富前企画室長に同省幹部から上記質問を受けたことを伝えたため、これが中富前企画室長の知るところとなり、その後の同年5月13日、中富前企画室長は佐味企画室長に対し、引き継ぐべき現金が未だ残っていたとして現金520万円を手渡した。

上記現金の原資も、前記と同様に中富泰三名義の普通預金口座からの払戻金であり、平成17年5月12日から翌13日にかけて同口座から4回に分け合計485万円の払戻がある。

上記520万円につき佐味企画室長は、現金として手元に保管していたと供述しており、預金口座等への該当する入金も見当たらないから、現金を手元に置くことにより当然に自己の生活資金と混同し、生活費などの私的用途にも費消されたものと認められる。

その後、中富前企画室長は「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座にも合計900万円を返金しており、その内訳は、平成17年5月24日に

2回に分けて400万円、同月25日に100万円、同月30日に200万円、同月31日に200万円である。

この段階で中富前企画室長が返還した金員は、佐味企画室長に現金で手渡した1515万1209円、同じく520万円、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座に返金した900万円であり、その合計は2935万1209円となり、これは前述した預金の解約及び出金の合計2914万9988円を上回る金額である。

さらに平成17年5月末ころ、中富前企画室長は捜査機関による事情聴取を受けたが、その後の同年6月8日、同人は「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座に2回に分けて合計198万円を返金しており、これにつき同人は松井証券で行った株式売買による利益のうち前記口座解約払戻金2400万円に相当する利益部分を返還したものである旨説明している。

以上により中富前企画室長が最終的に返還した金額は、合計3133万1209円となり、これは前述した預金から解約及び出金した合計2914万9988円を218万1221円超過している。

また、佐味企画室長は、その後の平成17年6月16日、中富前企画室長から手渡された1515万1209円と520万円の合計額に1円を加えた2035万1210円を経済産業省幹部に返還し、同月20日、預金通帳が残存していた「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座に上記金額が入金されている。

#### 4 中富前企画室長による口座解約と出金に関する法的検討

以上の中富前企画室長による口座解約、二次口座からの出金、自己名義口座への入金、株式取引への費消などにつき、その適否、特に業務上横領などの犯罪を構成する疑いが在るか否かにつき検討するが、別紙1記載の42口座と上記各二次口座が中富前企画室長に引き継がれた段階において、預金残額として存在していた金員の趣旨は、同人以前の歴代企画室長が認識していたところと同様のものと考えられる。

すなわち、産研側が各研究会代表者個人名義の口座に残高が存在するこ

とを承知した上で、その残高の処理を企画室が行なうことを暗黙のうちに認めたものと見られることを通じ、企画室においても、委託研究の趣旨に沿う使途、すなわち、過去の研究のフォローアップや新たな研究など企画室が有用かつ必要と考える使途に上記預金残額を支出することが許容されると理解し認識していたと認められる。

そこで検討すると、中富前企画室長が前記16口座を解約しその払戻金2601万6988円を手にした行為と、「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座から現金で合計313万3000円を出金した行為は、その後に行った自己名義口座への2400万円の入金や現金合計514万9988円を手元で保有したことによる自己資金との混同などを考慮するまでもなく、上記各口座の解約払戻及び出金そのものが上記により許容される趣旨を逸脱した行為であり、業務上横領罪に該当するおそれがあると言わざるを得ない。

すなわち、中富前企画室長に預金残額が引き継がれた段階において許容されていたと認められる範囲は、上記の経緯により、過去の研究のフォローアップや新たな研究など有用かつ必要と認められる用途に限定する趣旨は依然として失われていなかつたと認められるうえ、中富前企画室長以前の歴代の企画室長においては、上記預金を一時期に多数まとめて解約したり、多額の払戻金を現金で手にした者は存在しなかつたことが明らかである。

これらの事実に照らせば、中富前企画室長の上記行為は明らかに上記により許容される範囲を踏み越えたものであり、当時このような一時的で大量な預金口座の解約や出金を必要とする事情はないと認められるので、同人の行為は不法領得の意思に基づくものであった疑いが存在する。

とはいって、中富前企画室長の行為が犯罪を構成するか否かについては、中富前企画室長の上記行為が業務上横領罪であるとして東京地方検察庁へ告発がなされたとのことであり、捜査当局において適切な措置が取られることとなるので、当委員会としてはこれ以上の言及は避けることとする。

なお、中富前企画室長から現金1515万1209円を手渡された佐味企画室長が、これを自己名義の預金口座に入金し、さらに、経済産業省幹

部より預金通帳等の引継につき尋ねられた際に上記現金1515万1209円の事実を秘し、同省幹部より上記質問を受けたことを中富前企画室長に伝え、その後中富前企画室長から手渡された現金520万円を手元に保有していたことは前述のとおりであり、これら佐味企画室長の一連の行為は、上司の質問に虚偽的回答をしたことを含め、国家公務員としての誠実さを欠き極めて不適切なものであったといわざるを得ない。

しかしながら、佐味企画室長の上記行為が業務上横領罪等の犯罪に当たるか否かにつき検討すると、同人は委託金である預金口座の残額を預金通帳により前任者から引き継いだものではなく現金として手渡された点において中富前企画室長の立場とは異なっており、いきなり中富前企画室長から1515万円余りの現金を手渡され、その保管に苦慮したとの心境もあながち理解できないではない。

最も問題となりうる行為は、中富前企画室長から手渡された1515万円余りの現金を自己名義の口座に入金し、次いで現金520万円を手元に保有したことにより、上記の各現金を自己の資金と混同させ私的用途にも費消した点であるが、前述した経緯により中富前企画室長から佐味企画室長に手渡された現金は、依然として前述した委託の趣旨は失われていないものの、封金のように特定物として委託されたものではなく、金額として委託されたものと見なければならぬ。

このように金銭が金額として委託された場合、委託の趣旨を履行できないことを知りつつ費消したのであれば格別、当該金額を一時的に費消しても他の自己資金により代替が可能な状況下でこれを認識しつつ費消した行為は横領罪に該当しないと解するのが一般である。

これを上記佐味企画室長の行為に照らしてみれば、同人は中富前企画室長から手渡された現金を一時的に費消しても他の自己資金により代替可能であるとの認識を有していたものと認められ、現に、経済産業省幹部の指示に従い直ちに全額を返還した事実から見て上記認識に沿う自己資金の裏付けが存在したと認められるので、佐味企画室長の上記行為は業務上横領罪その他の犯罪には該当しないものと考えられる。

## 5 中富前企画室長による株式売買に関する法的検討

中富前企画室長が企画室長在職中の平成16年5月28日にカネボウ株式39万1000株を購入し、同月31日に売却して741万7831円の利益を得たことは前記のとおりである。

この間の中富前企画室長の行為が証券取引法違反等の犯罪を構成する疑いが在るか否かにつき検討すると、当委員会によるヒアリング調査に対し中富前企画室長は、上記カネボウ株の売買は当時の新聞報道を含む公開情報に基づく自己の投資判断により行った取引であり、カネボウ株式会社に対する産業再生機構の支援決定など当該会社の業務等に関する重要事実（インサイダー情報）を知って上記株式を売買したものではなく、企画室長は上記インサイダー情報を職務上知りうる地位ではなかった旨を供述している。

そこで、関係資料に基づき、カネボウ株式会社及びそのグループ会社に関する事実経過を見ると、産業再生機構関係の事実としては、平成16年3月5日、カネボウ本体及びカネボウ化粧品に対する支援決定につき、産業再生機構から経済産業省産業再生課などに対し主務大臣説明があり、同月8日、同機構から同省産業再生課、繊維課、生物化学産業課に対し事業所管大臣説明がなされ、同月10日、同機構において上記支援を決定し公表している。

ついで、同年3月24日、カネボウ化粧品にかかる債権買取につき、産業再生機構から経済産業省産業再生課などに対し主務大臣説明があり、同月30日、同機構において上記買取を決定し公表している。

また、同年5月27日、カネボウ本体に対する再支援決定につき、産業再生機構から経済産業省産業再生課などに対し主務大臣説明があり、同日、同機構から同省産業再生課、繊維課に対し事業所管大臣説明がなされ、同月31日、同機構において上記の再支援を決定し公表している。

さらに、同年7月26日、カネボウ本体にかかる債権買取決定につき、産業再生機構から経済産業省産業再生課などに対し主務大臣説明があり、同月30日、同機構において上記買取を決定し公表している。

他方、産業活力再生特別措置法に関する事実としては、カネボウ化粧

品の事業再構築計画の認定につき、平成16年3月15日、経済産業省産業再生課、生物化学産業課に対し事前説明が行われ、同月23日及び同年4月6日に同様の事前説明がなされた後、同月7日に生物化学産業課に対する事前説明が行われ、同月19日、同省が事業再構築計画の認定申請を受け付け、同月23日、同計画を認定したとの経緯が見られる。

また、カネボウ本体に対する事業再構築計画の認定がなされたのは同年8月17日である。

これら一連の事実経過と中富前企画室長が行なったカネボウ株の売買を時系列的に対比すると、同人による平成16年5月28日のカネボウ株購入の前に存在し、かつ業務等に関する重要事実（インサイダー情報）に該当する可能性があると見られる情報は、同月27日に産業再生機構が経済産業省産業再生課などに行ったカネボウ本体の再支援決定に関する主務大臣説明と、同日、同機構が同省産業再生課、繊維課に行った事業所管大臣説明のみであり、同人による同月31日のカネボウ株売却の前に存在した可能性がある情報は、同日に産業再生機構が決定し公表したカネボウ本体の再支援決定である。

そこで、平成16年5月27日に産業再生機構がなしたカネボウ本体の再支援決定に関する主務大臣説明及び事業所管大臣説明、同月31日に同機構がなしたカネボウ本体の再支援決定が、カネボウ株売買との関連においていかなる意味を持つかにつき検討すると、カネボウ本体及びカネボウ化粧品に対する産業再生機構の支援決定、さらにカネボウ化粧品にかかる債権の買取決定が、中富前企画室長によるカネボウ株購入の以前において既に公表されていたことが前記の事実経過から明らかである。

また、当時の新聞報道を見ると、平成16年5月13日の読売新聞に「カネボウが産業再生機構の支援を受けて実施する経営再建計画で、化粧品事業を分離して残った本体部分のうち、不採算の繊維事業を国内外ともに大幅に縮小する方向で調整している、再建策は5月中下旬に発表する」との記事が掲載されたほか、同月14日の産経新聞に「産業再生機構が化粧品事業を分離したカネボウ本体に対する再支援決定を5月末に行う方針を固めた」旨、同日の日本経済新聞に「産業再生機構が支援を決めたカネボ

「本体の再建計画の策定が5月下旬にずれ込む見通しとなった」旨、同日の朝日新聞に「カネボウの再建築が31日にも発表される」旨、同日の東京新聞に「産業再生機構は来週にも開く産業再生委員会でカネボウが示す新たな事業再生計画に基づき支援決定を出し直す」旨、同月24日の産経新聞に「再生機構はカネボウ本体の支援決定を31日にやり直す」旨、同月25日の読売新聞に「カネボウは31日に再建計画案を公表し、産業再生機構は31日に産業再生委員会を開き、カネボウ本体への支援決定をし直す」旨の記事がそれぞれ掲載されていたことが認められる。

これら報道内容に照らし明らかのように、平成16年5月31日にカネボウ本体に対する再支援決定がなされることは、遅くとも同月14日ころ以降は各新聞において報道され公知となっていた情報である。

従って、カネボウ本体の再支援決定につき同月27日に行なわれた主務大臣説明及び事業所管大臣説明は、既に同月14日以降の新聞報道により公知されていた情報であり、格別新規な内容を含むものではなかったことが明らかであるから、このような情報と中富前企画室長のカネボウ株売買との間に実質的な関連を認めることは困難である。

特に、中富前企画室長は、カネボウ株式を購入した動機につき、同月22日の日本経済新聞に「株主責任を明確にするため大幅な減資を実施」するとの記事が掲載され、同月24日の同新聞に産業再生機構の斎藤惇社長がNHKの番組に出演し減資の実施を正式に表明したことが報道され、同月27日の同新聞に「カネボウ再建99%減資」との見出しで産業再生機構がカネボウ再建計画の中で株主責任を明確化するため99%の減資を実施する旨の報道がなされたことにより、同日、カネボウ株が大暴落したが、これは99%減資などの報道に触発された個人投資家の狼狽売りによる暴落に過ぎないと判断し、理論的には100%の減資でない限り減資の実施は株価に中立であると見られることから、早晚カネボウ株の株価は回復すると考え、同月28日金曜日に平均単価84円でカネボウ株を購入したところ、週明けの同月31日月曜日に同株価が上昇したため、同日、平均単価102.8円で購入した全株を売却したと供述している。

これら中富前企画室長の供述は、新聞報道、事実経過、カネボウ株の株

価推移など、当時の客観的な事実関係に合致している上、「大幅減資発表で暴落したら買うべし（カネボウ）」と題し、100%減資でない限り減資のみで株主責任を取らせることは不可能であり減資発表後に株価が暴落したら千載一遇の買いのチャンスだとするアナリストのレポートが存在するなど、上記供述の合理性を裏付ける証拠も存在している。

従って、中富前企画室長によるカネボウ株売買は公開情報に基づく同人の投資判断による取引と見ることが相当であり、その取引前に存在したと見られる情報の中にカネボウ株式会社等に係る「業務等に関する重要事実」（証券取引法166条）に当たるものは認められないから、同人の上記株式取引は証券取引法違反等に該当しないものと考えられる。

なお、経済産業省における職員の株取引に関する規制としては、平成7年9月28日に「職員の株式等の取引について」と題する通知が省議決定され、所管する業種に属する企業の株式の取引を禁止し、未公開株式の譲受を禁止することが定められていたが、同11年8月13日に国家公務員倫理法第7条に基づき、本省審議官級以上の職員に前年1年間の株取引の報告を義務づける「株取引等の報告」が定められ、さらに、同17年3月15日付けの「不正な株式等の取引の再発防止について」と題する大臣指示により、全職員に前年1年間の株取引の報告が義務づけられていたが、今般、同年6月30日付けの「職員の株取引の自粛について」と題する大臣指示により、全職員の株式取引が同年7月1日から1年間自粛されて現在に至っており、インサイダー取引を防止するうえで新たな規制措置が採られている。

また、産業再生法に関する新しい文書管理規定として、平成17年7月1日付で「経済産業省における産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画等の認定申請等に係る審査体制等を定める規定」が制定されており、これは従前から産業再生課が行なってきた文書管理の内部運用を規定としたものであるが、同規定では事業再構築計画の認定申請にかかる審査の責任者、審査官の氏名を名簿に登録し、当該記録の保管者と保管方法等を規定するなど、担当者の責任意識を喚起するとともに周囲からの監視を容易にする措置が採られており、事故報告体制が整備され、監査・研修につ

いても規定されている。

## 第6章 大臣への報告と中富前企画室長に対する処分について

### 1 大臣への報告に至る経緯

ヒアリング等から明らかとなつた大臣への報告に至る経緯の概略は以下のとおりである（捜査に関する事実は、事柄の性質上、必要最小限度の摘示にとどめた。）。

(1) 平成17年5月初旬、経済産業省石黒憲彦総務課長は、捜査当局による2度にわたる事情聴取を受けた。その際、企画室での不透明な金銭に関し、中富前企画室長の前後の企画室長からの事情聴取を捜査当局から依頼された総務課長は、ただちに、杉山秀二事務次官、鈴木隆史官房長、北川慎介秘書課長らに事情を説明し、官房長、秘書課長が、若干名の元企画室長及び佐味企画室長から事情を聴取した。なお、捜査当局からは、経済産業省内での調査にあたっては、秘密の保持に厳重に注意するようとの要請があった。

以後、石黒総務課長は、平成17年5月中に、複数回にわたり、特定の産研のプロジェクトや中富前企画室長に関する調査を依頼され、捜査に協力した。

(2) 同年6月1日、中富前企画室長からの事情聴取を終えた捜査当局から石黒総務課長に対し、以後は経済産業省の内部調査に委ねたい旨の連絡があり、中富前企画室長も事実は隠さないと思う旨が告げられた。その際も、捜査情報の機密保持には厳重に注意するようとの要請があった。

同日、石黒総務課長は、杉山事務次官らに報告し、以後は、北川秘書課長と石黒総務課長の2人が中心となって調査を行うことになった。

(3) 同年6月2日、北川秘書課長及び石黒総務課長が、中富前企画室長から事情聴取し、企画室に引き継がれている通帳があり、37のうちの16の通帳を解約し、約2900万円を現金化したこと、そのうち2400万円を自己資金の4000万円と合わせて株取引に使ったこと等が明らかとなった。

同日、北川秘書課長及び石黒総務課長が、中富前企画室長からの聴取結果を杉山事務次官及び鈴木官房長に報告したところ、北川秘書課長に対しては、服務関連を詰めるようにとの、石黒総務課長に対しては、事実関係に関する情報を極力集めるようにとの、指示がなされた。

同日午後、中富前企画室長は、鈴木官房長及び広田博士技術総括審議官に対して、辞表を提出した。

また、この頃、中富前企画室長は、「F U P 研究会代表勝野龍平」名義の預金通帳を北川秘書課長に返却している。

- (4) 同年6月3日、杉山事務次官及び鈴木官房長から大臣に対し、中富前企画室長からの辞職申し出が伝えられ、承認された。
- (5) 同年6月6日の少し前、杉山事務次官から呼ばれた北畠前官房長は、中富前企画室長の件を聞き、同室長の監督者としての責任を覚悟している旨を伝えた。
- (6) 同年6月6日、中富前企画室長、辞職。
- (7) 同年6月6日か7日頃、中富前企画室長が解約した残金のあった通帳に関するプロジェクトのうち、捜査当局からの調査依頼からはずれていた8つのプロジェクトにつき、石黒総務課長から産研事務局長に対し、資料の提出を依頼したところ、同月13日頃に、各プロジェクトについて報告書は存在し、平成2年以前のものについては契約書がないが、平成3年以降については契約書があるとの回答があった。
- (8) 同年6月16日、前日に北川秘書課長より指示を受けた佐味企画室長は、現金2035万1210円を北川秘書課長に渡した。
- (9) 中富前企画室長が作成したリスト中の通帳37通のうち、残金があり解約した16通以外の21通についても、調べた方がよいと判断されたことから、同年6月16、17日頃、石黒総務課長より産研事務局長に対し、残りの21のプロジェクトについても、契約書、報告書、請求書のコピー等が存在しないか調査を依頼したところ、同月20日頃、産研より返答があり、この時点で、37のプロジェクト全体が分かり、平成5年頃でプロジェクトは終了しており、産研からの入金も終わっていることが明らかとなつた。

- (10) 同年6月20日、渡部惇弁護士に調査に関して相談した際、中富前企画室長から北川秘書課長に返却された「FUP研究会代表勝野龍平」名義の口座以外にも通帳が存在するのではないかとの指摘を受け、広田技術総括審議官を通じて中富前企画室長に確認したところ、同月21日、合計44通の通帳と同じ袋に入っていたプロジェクトに関する資料が返還された。これにより、上記プロジェクトに関する支出の概要が判明した。
- (11) また、この間、北川秘書課長は、中富前企画室長による不祥事の当時その上司であった北畠前官房長の処分案につき、何度か人事院に出向くなどして、公金問題などの不祥事に関する監督責任に関する10数件の前例を調べていたが、同年6月20日頃、その処分案（戒告）がまとまった。
- (12) 同年6月21日の時点で、杉山事務次官らは、一応の全体像が見え、かつ、北畠前官房長への処分案もまとまったこの段階で、大臣に報告できると判断し、なお、大臣への報告にあたっては、公表が前提となることから、捜査当局とも連絡をとった上で、翌日に報告することにした。
- (13) 同年6月22日の午前中に、杉山事務次官らは大臣に上記経過を報告し、翌23日に公表することとした。
- また、同月22日付で北畠前官房長が戒告処分とされた。
- (14) 同年6月23日、事務次官による記者会見が行われ、同月28日付で、大臣に対する報告遅延を理由として、杉山事務次官と鈴木官房長が訓告処分とされた。

## 2 大臣への報告の仕方の妥当性

- (1) 平成17年6月1日に、捜査当局から石黒総務課長に対し、今後は内部調査に委ねたい旨の連絡があるまでは、捜査当局からの資料提出要請に応じるというような、いわば極秘に進められていた捜査への協力の段階であって、内部調査による事実確認を行えるような状況ではなかったから、この段階で大臣への報告がなされていないことを非難することはできないであろう。

他方、内部調査に委ねられて以降、大臣の報告に至るまで約3週間もの期間を要したことについては、その当否を検討する必要がある。

そこで検討するに、本件では、平成17年6月21日になって初めて45通の通帳の存在が明らかとなり、問題となる研究費支出の概要が解明できる状態になったといえること、捜査当局からの秘密保持要請があるため、関係者への事情聴取なども容易ではなく、調査に相当の制約があったこと、中富前企画室長の上司である北畠前官房長への処分案がまとまったのが同年6月20日頃であること等を考えると、6月22日に大臣への報告となった経緯には酌むべき事情があるといえる。中富前企画室長からの通帳の回収をもっと早くすべきであったなど、もっと早期にかつ効率的に全貌を明らかにできたのではないかとの批判もあるうが、内部調査を担当した総務課長及び秘書課長は、この種調査の専門家ではなく、しかも、通常の業務をこなしつつの調査であったことを考慮すると、事実関係の把握にある程度の時間がかかったこと自体はやむを得ないものといえよう。

従って、本件において、杉山事務次官、鈴木官房長らに、今回の不祥事を大臣に報告しないまま隠蔽しようとの意図があったと認めることは困難である。

(2) しかし、たとえ事務次官らに隠蔽の意図までは認められないとしても、本件における大臣への報告の仕方は、不適切なものと言わざるを得ない。

中富前企画室長の辞職の際、鈴木官房長らから大臣への報告内容は、中富前企画室長から辞職したいという申し出があったという、あたかも何ら不祥事を伴わない通常の辞職であるかのような報告にとどまっているが、たとえ捜査当局による立件が見送られたという事情があるにせよ、中富前企画室長の行為は業務上横領等の犯罪を構成しかねないものであって、懲戒処分の可能性も十分あり得たのであるから、懲戒処分権者たる大臣に対し、事実を報告し、懲戒処分とすべきか否かについての判断を仰ぐべきであったといえる。

平成17年6月2日に中富前企画室長からの辞職の申し出があった

時点では内部調査が進んでおらず、事実の把握ができていないため、懲戒処分とすべきか否かを直ちに判断することはできなかったとしても、辞職の申し出に対する承諾を留保し、一定の調査後に辞職の申し出を承諾するか、あるいは懲戒処分とすべきかを判断するという対応は可能であったはずである。

従って、中富前企画室長からの辞職の申し出があった平成17年6月2日か、遅くとも、同室長の辞職の報告を行った同年6月3日の時点で、大臣に事実経過を報告すべきであったといえ、本件における報告の仕方は不適切であったと言わざるを得ない。

### 3 中富前企画室長が諭旨免職とされたことの妥当性

諭旨免職とは、本人の行為に関して、職員を諭し、辞職の申し出を求め、これを承認するという一連の行為をいい、国家公務員法上及び人事院規則に規定されている用語ではなく、国家公務員制度上は、職員からの申出による辞職の承認に分類されるものである。

本件では、確かに、中富前企画室長から辞職したいとの申出があった平成17年6月2日の時点では、捜査当局から中富前企画室長は立件しないとの見通しを得ており、起訴され有罪が確実な状況にはなかった。「懲戒処分の指針について」(平成12.3.31 職職-68 事務総長)によれば、「公金又は官物を横領した職員は免職とする」との指針が示されており(第二、二(1))、「懲戒手続進行の承認申請について」(昭33.6.13 職職-394 職員局職務課長)によれば、人事院に懲戒手続進行の承認を申請する場合には、起訴されていることが前提となっている。また、国家公務員退職手当法12条の3によれば、退職手当支給後に在職中の行為に係る刑事事件に關し禁固以上の刑に処せられたときは返納させることができると規定され、諭旨免職の場合は、退職金が支給されることになるが、中富前企画室長は、退職金1362万7560円を、6月23日に支給されたものの、6月30日に、小切手により全額返納(国庫への寄附)した。

これらのことからすれば、中富前企画室長が懲戒処分とされず、諭旨免職とされたことは、上記「懲戒処分の指針」及び「懲戒手続進行の承認申

請について」等に照らしてみると、直ちに不当な処分とは言い難い。しかしながら、本件では、懲戒処分権者たる大臣に対し、適切な時期に事実が報告されず、懲戒処分とすべきか否かについて大臣が判断する機会を持ちえないまま、諭旨免職とされたことにおいて、処分の仕方が不適切であったと言わざるを得ないことは、上記2で述べたとおりである。

## 第7章 結語

当委員会は、昭和51年以降今日に至るまで、就中昭和59年から平成9年頃までの間に実施された、産研の委託にかかる基盤調査研究につき、主として調査研究費の処理の実態を見てきた。

これら調査研究の多くは、各研究プロジェクトの分野毎に国内（時には国外も含む）の有数の学者・研究者・有識者らから構成される研究会において、企画室のメンバーおよび時には当該研究プロジェクトに興味を持つ省内の多数の職員の参加の下に実施されたものである。各調査研究につき作成された研究報告書および残された資料等から認められる調査研究の実態から見ると、これら調査研究の多くが、経済産業省における経済産業政策或いはそのビジョンの策定に少なからず貢献し、かつ、経済産業省における少壯の職員を含む参加者が、経済社会の基盤にかかる幅広いテーマについて基本的な検討を行うための重要な機会をもたらしたであろうことが窺われる。

今回の調査の過程で、上記調査研究が経済産業省による組織的な裏金作りのために行われてきた旨の一部報道に接したが、当委員会の調査においてかかる事実を認めることはできなかった。

しかしながら、既に述べてきたとおり、これら調査研究における調査研究費の処理の実態を見ると、杜撰かつ不適切と言う外ない処理方法が、驚く程長年にわたって引継がれ継続していた。あえて言うまでもないが、調査研究が、いかに内容的に秀れたものであり、経済産業政策の策定に資するものであつたとしても、そのことは、調査研究費の杜撰な処理を肯定するものでないことは明白である。

本件においては、中富前企画室長による調査研究費残金の私的な不正使用という、我国を代表する経済官庁の管理職的立場にある者として絶対にあつてはならない異例の不祥事が存在するが、この不祥事発生は、上記調査研究費の不適切処理と決して無縁のものではない。各研究プロジェクトから生じた調査研究費の残金が、10数年にも及ぶ長きにわたって、的確に処理されることなく残存し、その過程で企画室内部においては問題として認識されながら、この問題の解決に向けた組織的な検討が行われた形跡は見当たらず、

結局問題は順次先送りされ、職責上引継を受けた中富前企画室長が、今般調査研究費の残金を私的に不正使用するに至ったというのが実態である。この意味において、歴代企画室関係者による上記研究費の杜撰かつ不適切な処理が、今回の中富前企画室長による不祥事の遠因をなしていることは否定したい。

本件の不祥事発生後、経済産業省は、既述のとおり、全職員の株取引を1年間自粛する等の再発防止策を発表し、また、省内に新たに監察官制度を設置するなど、不祥事を今後防止するための施策を講じている。これらの施策は、昨今民間企業の間で積極的な検討がなされている、コンプライアンスや内部統制を具体化する動きと方向を一にするものである。こうしたコンプライアンスや内部統制重視の姿勢は、もとより、企業経営の活力を抑制するものではなく、むしろ、その維持向上に不可欠というべきものであり、そのことは、今日における多くの有力企業、特にその経営責任者らのこの問題に関する積極的な態度を見れば明らかである。そして、このことは、民間企業にとどまるものではなく、国の各省庁や関連団体、さらには地方公共団体等にも共通することと考えられる。経済産業省においても、これらの点についての検討は既に進められているようであるが、法令遵守、会計処理の明確化・適正化、さらには、情報伝達の整備・運用、業務執行から独立した内部監査部門の確立等を含めた実効性のある包括的なコンプライアンスや内部統制のシステムが、早期に構築され運用されていくことを望むものである。

以上

(別紙1)

## 預金口座一覧表

(一次口座)

通帳番号	研究会名	銀行	支店	口座開設日	口座解約日	産研振込合計額	(解約時)残高	備考
1	日本経済システム研究会	東京	内幸町	H5.2.19	H16.4.16	3,000,000	643,677	中富解約
2	産業政策研究会	東京	内幸町	H5.3.23	H16.4.16	4,000,000	222,684	中富解約
3	産業組織研究会	東京	内幸町	H5.2.10	H16.4.16	6,100,000	124,637	中富解約
4	地域産業研究会	東京	内幸町	H5.4.13	H16.4.16	3,018,000	449,772	中富解約
5	日本の心を語る懇談会	東京	内幸町	H5.4.30	H16.4.15	4,992,000	1,702,337	中富解約
6	地域経済統合研究会	東京	内幸町	H4.3.10	H11.2.24	2,999,000	1,014,070	FUP勝野へ
7	戦後産業政策研究会	東京	内幸町	H4.2.21	H16.4.21	3,500,000	1,289,300	中富解約
8	「日本の心を語る」懇談会	東京	内幸町	H2.11.26	H16.4.15	11,646,000	3,184,196	中富解約
9	「国際社会の中の日本」研究会	東京	内幸町	H4.1.21	H16.4.15	5,700,000	3,251,617	中富解約
10	感性社会研究会	東京	内幸町	H3.10.28	H16.4.15	6,328,000	1,447,080	中富解約
11	ドイツ経済研究会	東京	内幸町	H3.11.19	H10.7.3	3,500,000	155,498	FUP松島へ
12	技術進歩要因分析研究会	東京	内幸町	H3.11.7	H16.5.11	5,100,000	164,125	中富解約
13	ロシア経済研究会	東京	内幸町	H5.3.31	H10.7.3	2,000,000	231,487	FUP松島へ
14	資本費用問題研究会	東京	内幸町	H3.1.28	H10.9.25	2,500,000	1,513,499	FUP勝野へ
15	東アジア経済研究会	東京	内幸町	H3.1.28	H10.5.8	4,000,000	1,295,118	FUP松島へ
16	地価問題研究会	東京	内幸町	H3.1.28	H10.5.8	3,500,000	107,682	FUP松島へ
17	通商産業政策研究会	東京	内幸町	H2.3.28	H16.4.15	10,600,000	4,119,869	中富解約
18	「技術と国際化」研究会	東京	内幸町	H2.11.26	H11.8.16	12,041,000	3,482,601	FUP勝野へ
19	市場経済研究会	東京	内幸町	H3.1.9	H16.4.15	11,960,000	4,561,633	中富解約
20	新社会システム研究会	富士	虎ノ門	H2.12.4	H10.3.30	4,639,000	493,248	FUP松島へ
21	経済法研究会	東京	内幸町	H2.11.14	H10.3.30	1,757,000	685,289	FUP松島へ
22	国際分業研究会	東海	虎ノ門	H1.12.19	H9.12.16	3,011,000	951,220	FUP松島へ
23	国際収支変動研究会	東海	虎ノ門	H1.12.12	H9.12.16	3,005,000	1,310,072	FUP松島へ
24	産業政策研究会	東京	内幸町	H1.12.11	H10.2.3	4,032,000	1,685,569	FUP松島へ
25	経済法研究会	東京	内幸町	H1.10.23	H9.10.7	2,037,000	182,008	FUP松島へ
26	国際技術政策理念研究会	富士	虎ノ門	H1.12.18	H9.10.8	4,913,000	475,758	FUP松島へ
27	企業システムと市場経済研究会	富士	虎ノ門	H1.12.18	H9.10.8	5,185,000	599,745	FUP松島へ
28	「元気の出る製造業」研究会	東京	内幸町	H1.3.3	H9.10.7	10,502,000	403,542	FUP松島へ
29	国際収支変動研究会	東海	虎ノ門	S63.11.25	H9.10.8	2,500,000	430,341	FUP松島へ
30	国際産業連携研究会	東海	虎ノ門	S63.12.5	H8.11.8	1,500,000	54,688	FUP小川へ
31	アジア太平洋地域経済研究会	東海	虎ノ門	S63.12.21	H8.11.8	1,750,000	412,957	FUP小川へ
32	日本新世紀計画研究会	富士	虎ノ門	N.A.	H8.11.8	1,350,000	57,660	FUP小川へ
33	産業政策研究会	東海	虎ノ門	S63.11.8	H8.11.8	3,000,000	189,778	FUP小川へ
34	先端自然科学研究会	東京	内幸町	H5.4.13	H16.4.15	5,035,000	3,879,674	中富解約
35	産業政策研究会	三菱	虎ノ門	S59.11.26	H16.4.16	5,000,000	19,393	中富解約
36	「日本の心を語る」研究会	東京	内幸町	H5.12.10	H16.4.15	4,734,000	736,863	中富解約
37	社会制度研究会	東海	虎ノ門	H6.12.15	H16.4.26	8,498,392	220,151	中富解約
38	「90年代を読む」研究会	東京	内幸町	S63.12.20	未解約	7,500,000	0	
39	社会制度研究会	東京	内幸町	N.A.	H7.7.12	18,213,150	0	
40	社会制度研究会	三和	麹町	H10.3.27	H10.7.3	1,489,479	0	
41	「産業と文化」研究会	東京	内幸町	H1.1.27	未解約	5,000,000	0	
42	現社研事務局	さくら	霞が関	N.A.	H6.5.24	270,490	0	

(合計) 211,405,511 41,748,818

(二次口座)

通帳番号	研究会名	代表者名	銀行	支店	口座開設日	口座解約日	残高	備考
43	FUP研究会	小川 洋	第一勵業	東虎ノ門	H8.11.8	H9.11.11	0	通帳No30~33分
44	FUP研究会	松島 茂	三和	虎ノ門	H9.10.7	H10.7.6	0	通帳No11,13,15,16,20~29分
45	FUP研究会	勝野 龍平	三和	虎ノ門	H10.9.25	未解約	31,334,461	通帳No8,14,18分

(注) 口座開設日欄に「N.A.」と記載るのは、開設時の通帳のないものである。

備考欄の「中富解約」は中富前企画室長が解約したもの、「FUP〇〇へ」は解約時の払戻金が二次口座記載の代表者名の口座に移されたものである。

なお、同一の研究会・代表者にて複数年度にわたり研究がなされている場合、第2年度以降も当初の預金口座がそのまま使用されていることがある。



(別紙3)

### 新たに発見された預金口座

研究会名	銀行	支店	残高	最終取引日	研究会年度
国際関係研究会	東京	内幸町	3,237,005	昭和57年4月30日	昭和54年度
国際政治システム研究会	東京	内幸町	1,313,009	昭和62年2月18日	昭和60年度
地球問題研究会	東京	内幸町	1,057,481	平成1年8月25日	昭和62年度
国際政治研究会	東京	内幸町	65,431	平成7年7月6日	昭和62年度
機振法研究会	東海	虎ノ門	133,000	平成3年6月18日	昭和63年度